

人事委員会年報

令和6年度

特別区人事委員会

人事委員会年報 令和6年度

目 次

		頁
第1章 組織及び運営	公平課	1
第2章 任用関係事務	任用課	13
第3章 労働基準監督機関としての事務	公平課	32
第4章 職員団体等に関する事務	公平課	36
第5章 公平審査等の事務	公平課	41
第6章 給与関係事務	給与課	44

第1章 組織及び運営

本委員会は、地方公務員法第7条第2項を根拠に特別区人事委員会設置条例(昭和53年特別区人事・厚生事務組合条例第10号)により、昭和53年4月1日に設置されたものである。

23特別区が、一部事務組合方式により連合して設置したことから、その組織及び運営については次のような特徴がある。

(1) 本委員会は、それぞれの特別区の共同機関としての性格を有し、その行為の効果はそれぞれの特別区に帰属する。(2) 人事委員会の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則、その他の規定の適用について、本委員会は、それぞれの特別区の機関とみなす。(3) 本委員会に関する財務事務及び監査処理は、特別区人事・厚生事務組合が処理する。(4) 本委員会の委員は、特別区人事・厚生事務組合の管理者がその議会の同意を得て選任し、委員の身分の取扱いについては、特別区人事・厚生事務組合の職員とみなす。(5) 本委員会の事務を補助する職員は、特別区人事・厚生事務組合の職員をもって充てる。(6) 本委員会の権限に属する事務の執行に関する監査請求(地方自治法第75条)はできないが、住民監査請求(同法第242条)については、特別区人事・厚生事務組合に対して行うことができる。

I 人事委員会

1 委員

本委員会の委員はすべて非常勤であり、委員の状況は次のとおりである。

令和6年4月16日現在			
職名	氏名	任期 (委員就任年月日)	備考
委員長	松原忠義	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで (令和6年4月1日)	前：大田区長
委員 (職務代理者)	山野岳義	令和4年4月1日から 令和8年3月31日まで (平成30年4月1日)	元：人事院事務総長
委員	宮島香澄	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	現：日本テレビ放送網 株報道局解説委員

※前職は就任当時のもの

2 会議

人事委員会の会議は、「特別区人事委員会議事規則(昭和53年特別区人事委員会事務規則第1号)」によって運営され、定例会と臨時会に分かれている。

定例会は、原則として毎月第1、第3及び第5火曜日に東京区政会館内において開催する。

また、臨時会は、委員長が、必要があると認めたとき又は委員の請求があったときに委員長が招集し、同所において開催する。

(1) 会議開催状況

開催回数	定例会	臨時会	議案件数	議案	報告等
29回	29回	0回	131件	85件	46件

(議案内訳)

試験・選考関係	67件	労働基準監督関係	3件
給与等勤務条件関係	39件	その他の	5件
公平審査・職員団体関係	17件	合計	131件

(2) 付議議案等

年月日	議案等
6. 4.16 第1回	I 議案 1 特別区人事委員会委員長の選挙について 2 特別区人事委員会委員長の職務を代理する委員の指定について 3 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針について 4 令和6年度労働基準監督事務の職権行使に関する基本方針等について II 報告 1 令和6年度特別区職員I類採用試験【春試験】等の申込状況について 2 令和5年度労働基準監督事務の職権行使結果について 3 公平審査事案等の係属状況について【特定案件】
6. 4.25 第2回	I 議案 1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針について II 報告 1 令和6年職種別民間給与実態調査の実施について 2 特別区職員I類採用試験における試験問題の誤りについて
6. 5.15 第3回	I 議案 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について II 報告 1 令和6年度特別区職員I類採用試験【春試験】等の第1次試験実施状況について
6. 5.23 第4回	I 議案 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 令和6年(不)第1号の裁決について【特定案件】
6. 6.10 第5回	I 議案 1 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 2 職員の採用選考及び給料決定の承認について 3 「職員の退職管理に関する条例」の制定に伴う意見聴取の処理について 4 令和6年度特別区職員I類採用試験【春試験】等の第1次試験合格者の決定について【特定案件】

	<p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用PR手段としてのLINEの導入について 2 令和6年給与勧告に対する特区連要請（第2回）について 3 令和6年度管理職選考の申込状況について【特定案件】
6. 6.20 第6回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の採用選考及び給料決定の承認について 2 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について 3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について
6. 7.4 第7回	<p>I 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度特別区職員選考（権限委任分）の実施結果について 2 令和6年（不）第2号（停職処分取消請求事案）の受理について【特定案件】
6. 7.18 第8回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度特別区職員I類採用試験【春試験】〔土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気〕等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年（不）第3号（分限休職処分取消請求事案）の受理について【特定案件】
6. 7.29 第9回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別区職員I類採用試験【早期SPI枠】の実施について（実施計画及び実施日程） 2 大田区の幹部職員の兼業許可に伴う職務に専念する義務の免除及び給与減額免除に係る意見聴取等の処理及び処理方針について 3 令和6年度特別区職員I類採用試験【春試験】〔事務（一般事務）、事務（ICT）、福祉、心理、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師〕等の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 4 令和5年（不）第1号（戒告処分取消請求事案）の審査員等の指名について【特定案件】 <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度特別区における役職定年制に係る特例任用の実施状況について 2 令和6年度人事評価制度に関する調査の結果について 3 昇給実施状況の報告について（令和6年4月1日現在）
6. 8.23 第10回	<p>I 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度特別区職員III類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の申込状況について 2 令和6年特別区職員給与等実態調査結果 3 令和6年人事院勧告について 4 職員の公益的法人等への派遣等に関する状況報告について（令和6年4月1日現在） 5 令和5年度職員の外国の機関等への派遣状況報告について 6 人事委員会で議決された議案に定める処理方針等に基づき局長決定事案（給与関係等）として令和5年度に処理した案件について 7 特殊勤務手当に関する報告について（令和6年4月1日現在） 8 令和6年（行）第1号（超過勤務制限請求に対する適切な措置を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】
6. 8.23 第11回	<p>I 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度特別区職員I類採用試験（秋試験）の申込状況について 2 令和6年職種別民間給与実態調査結果について【特定案件】

6. 8.29 第12回	I 議 案 1 特別区人事委員会公印規則の一部改正について II 報 告 1 令和6年度管理職選考の実施状況について【特定案件】 2 令和6年度管理職選考Ⅱ類（指名制）の実施結果について【特定案件】
6. 9.4 第13回	I 報 告 1 令和6年特別区職員給与等実態調査結果（会計年度任用職員）について 2 令和6年給与勧告に対する特区連要請（第3回）について
6. 9.12 第14回	I 議 案 1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理及び処理方針について 2 「会計年度任用職員の任用等に関する規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について II 報 告 1 令和6年度特別区職員I類採用試験（秋試験）、III類採用試験、経験者採用試験・選考、障害者を対象とする採用選考及び就職氷河期世代を対象とする採用試験の実施状況について
6. 9.20 第15回	I 議 案 1 特別区職員経験者採用試験・選考【春試験】の実施について 2 「会計年度任用職員の任用等に関する規則」の一部改正に伴う承認申請の処理について 3 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 4 令和6年度管理職選考口頭試問進出者の決定について【特定案件】 5 給与勧告について【特定案件】 II 報 告 1 令和6年給与勧告に対する特区連及び東京清掃労組からの要請について 2 令和6年（行）第2号（障害事由に配慮した人事異動等を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】 3 令和6年（不）第4号（懲戒免職処分取消請求事案）の受理について【特定案件】
6. 10.4 第16回	I 議 案 1 令和6年度特別区職員I類採用試験（秋試験）の第1次試験合格者の決定について【特定案件】 2 令和6年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の第1次選考合格者の決定について【特定案件】 II 報 告 1 令和6（行）第3号（障害者雇用促進法に基づく合理的配慮を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】
6. 10.17 第17回	I 議 案 1 令和6年度特別区職員III類採用試験等の第1次試験合格者の決定について【特定案件】 2 令和6年度特別区職員経験者採用試験・選考の第1次試験・選考合格者の決定について【特定案件】 3 令和6年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の第1次試験合格者の決定について【特定案件】
6. 10.22 第18回	I 議 案 1 令和6年度管理職選考における合格者の決定について【特定案件】 2 令和6年度管理職選考択一・短答式問題受験の免除者の決定について【特定案件】

6. 11. 14 第19回	I 議 案 1 令和6年度特別区職員I類採用試験（秋試験）の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 2 令和6年度特別区職員III類採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】 3 令和6年度特別区職員経験者採用試験・選考の最終合格基準の決定並びにこれに基づく採用候補者名簿及び合格者名簿の確定について【特定案件】 4 令和6年度障害者を対象とする特別区職員採用選考の最終合格基準の決定及びこれに基づく合格者名簿の確定について【特定案件】 5 令和6年度就職氷河期世代を対象とする特別区職員採用試験の最終合格基準の決定及びこれに基づく採用候補者名簿の確定について【特定案件】
6. 11. 19 第20回	I 議 案 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針及び人事委員会規則の改正について【特定案件】 II 報 告 1 令和6年（行）第4号（ハラスメント対応の是正等を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】
6. 11. 27 第21回	I 議 案 1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」等の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について 2 令和4年（行）第2号（顔認証機能選択制の導入等に関する行政措置要求事案）の判定について【特定案件】 3 「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取の処理について
6. 12. 17 第22回	I 議 案 1 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について II 報 告 1 政令指定都市及び都道府県における令和6年勧告の状況について 2 令和6年（行）第2号（障害事由に配慮した人事異動等を求める行政措置要求事案）の取下げについて【特定案件】
7. 1. 9 第23回	I 議 案 1 令和7年度特別区職員採用試験・選考の実施日程及び就職氷河期世代を対象とする採用試験について 2 「港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について
7. 1. 23 第24回	I 議 案 1 医療技術系職員の免許取得前の採用の拡充等に伴う「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正及び処理方針について 2 「一般職の任期付職員の採用に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針及び人事委員会規則の改正について 3 特定任期付職員採用制度の導入に伴う「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の改正について 4 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理方針について 5 令和6年（行）第1号（超過勤務制限請求に対する適切な措置を求める行政措置要求事案）の判定について【特定案件】

7. 2.4 第25回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 「職員の旅費に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について 3 「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取の処理方針について【特定案件】 <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年度特別区職員選考（権限委任分）の実施結果の修正について 2 令和7年度特別区職員I類採用試験【早期S P I枠】の採用予定数について
7. 2.18 第26回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度特別区職員採用試験等の実施について（実施計画） 2 勤務延長の期限の延長の承認について 3 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 4 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 5 「職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について 6 「地域手当に関する規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について 7 「職員の給与に関する条例」等の一部改正に伴う意見聴取等の処理及び処理方針について 8 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」の一部改正に伴う意見聴取の処理及び処理方針について 9 「職員のハラスメントの防止等に関する条例」の新規制定に伴う意見聴取の処理及び処理方針について <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度特別区職員採用試験・選考の採用予定数について
7. 3.4 第27回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 6級職より上位の職の設置に係る承認申請（板橋区）の処理及びこれに伴う昇任選考選考権限の委任について 2 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 3 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 4 職員の採用選考及び給料決定の承認について 5 職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 6 「職員の育児休業等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理方針について 7 令和7年度管理職選考の実施について（実施計画）【特定案件】 <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年度特別区職員I類採用試験【早期S P I枠】の申込状況について 2 令和7年度管理職選考の需要数について【特定案件】
7. 3.11 第28回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般職の任期付職員の採用及び給料決定の承認について 2 一般職の任期付職員の任期の更新の承認について 3 職員の採用選考及び給料決定の承認について 4 勤務延長の期限の延長の承認について 5 労働基準法、労働安全衛生法及び船員法に基づく職権の行使に関する規則の一部改正について <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年給与勧告に対する特区連要請（第1回）について 2 令和6年度勤勉手当の成績率算出状況の報告について

7. 3.25 第29回	<p>I 議 案</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の定年等に関する条例施行規則の改正について 2 再採用選考（カムバック採用）制度の導入等に伴う「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について 3 「再採用選考（カムバック採用）により採用された職員の給料決定等に関する基準」の新規制定に伴う承認申請の処理方針について 4 職員の退職派遣に伴う再採用選考権限の委任等について 5 「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」の一部改正に伴う承認申請の処理及び処理方針について 6 人事委員会規則の一部改正について 7 令和7年度特別区職員I類採用試験【早期S P I枠】の第1次試験合格者の決定について【特定案件】 8 令和6年（不）第3号（分限休職処分取消請求事案）の裁決について【特定案件】 <p>II 報 告</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年（行）第1号（通勤手当の是正措置を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】 2 令和7年（行）第2号（タクシー利用に要した旅費の支給等を求める行政措置要求）の受理について【特定案件】
-----------------	---

(3) 令和6年度諸会議等の開催状況

ア 全国人事委員会連合会

年月日	名 称	議 題 等	開催地
6. 6.27	第132回 総 会	(議 案) 1 令和5年度決算について 2 令和6年度事業計画案及び予算案について 3 第133回総会について (報 告) 1 令和4・5年度専門部会の結果報告について 2 第66回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第67回公平審査事務研修会について 4 第68回公平審査事務研修会について 5 令和6年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について	東 京 都
6. 7.8 ～9	第67回 公平審査 事務研修会	(講 演) 「地方公務員行政の現状と課題」 講 師 総務省自治行政局公務員部公務員課 課長 細田 大造 氏 (分科会方式による討議・研究テーマ) 1 少額な窃盗により逮捕・起訴された職員の懲戒免職処分について 2 懲戒処分の対象事実に争いがある場合の事実認定について	宮 城 県 仙 台 市

イ 大都市人事委員会連絡協議会

年月日	名称	議題等	開催地
書面開催	委員長会議	(議題) 1 令和5年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出決算について 2 令和6年度大都市人事委員会連絡協議会の会議及び職員研修会の開催計画(案)について 3 令和6年度大都市人事委員会連絡協議会歳入歳出予算(案)について 4 令和6年度大都市人事委員会連絡協議会の幹事人事委員会の選出について 5 令和6年度大都市人事委員会連絡協議会の監査人事委員会の選出について 6 令和6年度全国人事委員会連合会役員選挙に係る選考委員の選出について (その他) 大都市労連連絡協議会からの申し入れについて	大阪市
6. 8.23	実務者会議	(議題) 1 各都市区における給与に関する報告及び勧告の課題について (交換資料) 1 民間給与との比較対象職種について	福岡市
6. 11.13	職員研修会 (給与関係)	(研究テーマ) 1 令和7年職種別民間給与実態調査に対する要望事項について 2 新たに職員となった者の経験年数換算について 3 再任用職員の給与水準について (交換資料) 1 令和6年民調における調査機関別分担状況について 2 教育職給料(俸給)表の備考加算額について 3 「緊急対応のための待機当番」に対する給与上の措置(手当の支給等)について 4 「給与の支払監理」の実施状況について 5 育児休業取得者の同僚等に対する手当の支給について	東京都
6. 12.13	課長会議	(議題) 1 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 アップデートの対応について 3 地域手当の見直しに係る検討状況 4 令和6年職種別民間給与実態調査の層化基準表について 5 令和6年職種別給与実態調査の層化基準表について 6 令和6年比較対応について 7 大都市労連連絡協議会からの会見申し入れについて	神戸市
7. 1.24	課長会議	(議題) 1 一次試験(筆記)における風水害及びトラブル等への対応について 2 障害のある人を対象とした採用選考について 3 大学3年生が受験できる採用試験について	静岡市

書面開催	職員研修会 (公平審査)	(意見交換議題) 1 勤務条件に関する措置の要求について 2 公平審査における書面提出の電子化の状況について 3 公平審査の手續における調書作成方法等について 4 労働基準監督機関の職権行使について	名古屋市
7. 1. 31	職員研修会 (任用)	(議題) 1 採用広報における戦略（外部委託等）及び受験者増加へ取り組みについて 2 役職定年制について 3 適性検査の活用状況及び辞退率について 4 技術職等の専門性の確認方法について (交換資料) 1 令和6年度職員採用試験（選考）実施状況について 2 令和6年度職員採用試験の受験資格及び変更点について 3 令和6年度係長職昇任試験の実施状況等について 4 Web面接について 5 採用試験等におけるシステムの導入について 6 任用規則における試験告知方法について 7 社会人経験者の職歴について 8 採用関連業務のペーパーレス化について 9 早期試験の実施について 10 採用候補者の身辺調査について 11 障害のある人を対象とした採用選考における適性検査(SPI3)の導入について 12 大学・高校推薦選考について 13 採用待機者の運用状況について 14 保育士特定登録取消者の申告について 15 面接試験のスケジュール調整について	さいたま市

3 令和6年度予算額

令和6年度当初予算額 344,883千円（人件費を除く。）

(単位：千円)

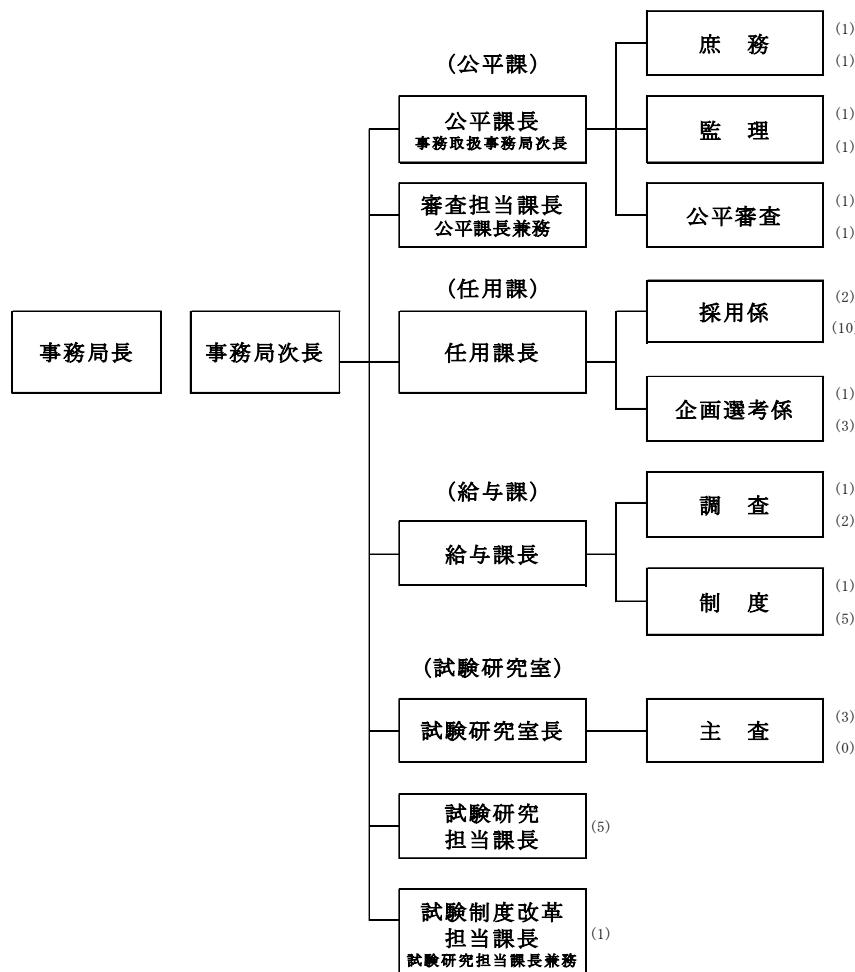
科 目	令和6年度当初予算額	令和5年度当初予算額	事 業 内 容
管 理 費	30,861	27,245	委員会開催 事務局庶務等
試験選考費	293,070	223,040	I類、III類、経験者採用試験 管理職選考、障害者選考
労基監督費	980	977	安全衛生調査検査 定期監督
公平審査費	1,483	1,463	公平審査等
給与調査費	18,489	19,260	民間給与実態調査 職員給与等実態調査等
計	344,883	271,985	

II 事務局

1 事務局組織

(令和6年4月1日現在)

職員数 44名



2 事務分掌

<公平課>

- (1) 委員会議に關すること。
- (2) 委員会議事録の作成及び保管に關すること。
- (3) 事務局職員の人事及び給与に關すること。
- (4) 公印に關すること。
- (5) 公文書類の収受、配布、審査、保存等に關すること。
- (6) 情報公開に係る連絡調整等に關すること。
- (7) 個人情報の保護に係る連絡調整等に關すること。
- (8) 予算、決算及び会計に關すること。
- (9) 財産及び物品の調達、管理に關すること。
- (10) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求の審査に關すること。
- (11) 職員に対する不利益処分に關する審査請求の審査に關すること。
- (12) 学校医等の公務災害補償の審査に關すること。
- (13) 退職手当支給制限等の処分に係る諮問に關すること。
- (14) 職員団体の登録に關すること。
- (15) 職員団体等に対する法人格の付与に關すること。
- (16) 管理職員等の範囲に關すること。
- (17) 職員からの苦情相談に關すること。
- (18) 職員の勤務条件に関する労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の規定の施行に關すこと。
- (19) 適用事業場の号別決定に關すること。
- (20) 職員の退職管理に關すること。
- (21) 委託を受けた団体の公平委員会の事務に關すること。
- (22) 他の課及び室に属しないこと。

<任用課>

採用係

- (1) 競争試験及び選考(企画選考係に属するものを除く。)に關すること。
- (2) 採用候補者名簿の作成及びその提示に關すること。
- (3) 課内の他の係に属しないこと。

企画選考係

- (1) 職員の採用、昇任等任用方法についての一般的基準に關すること。
- (2) 選考に關すること。
- (3) 条件付採用及び臨時の任用に關すること。
- (4) 人事評価の実施に係る勧告に關すること。
- (5) 職員の研修に関する計画の立案及びその勧告に關すること。
- (6) 昇任候補者名簿の作成及びその提示に關すること。
- (7) 他の課及び室に属しない人事制度の調査研究等に關すること。

<給与課>

- (1) 紙料表の適否についての報告及び勧告に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他の職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (3) 職員に関する条例の制定又は改廃についての意見の申出に関すること。
- (4) 職員に対する給与の支払監理に関すること。

<試験研究室>

- (1) 試験問題に関すること。
- (2) 競争試験及び選考の能力判定基準等の調査研究に関すること。

第2章 任用関係事務

I 採用試験等

人事委員会を置く地方公共団体において、任命権者が職員を採用する場合、原則として競争試験によるものとしている（地方公務員法第17条の2第1項）。本委員会が、この規定に基づき実施した令和6年度特別区職員採用試験・選考の実施概要は、次のとおりである。

1 令和6年度の特徴

I類採用試験【春試験】は、申込者数9,143名（前年度比約10.2%減）、受験者数8,256名（前年度比約9.9%減）、受験率90.3%（前年度比0.3ポイント増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに減少した。土木造園（土木）及び建築の試験区分において実施するI類採用試験【秋試験】は、申込者数122名（前年度比約34.1%増）、受験者数96名（前年度比約50.0%増）、受験率78.7%（前年度比8.4ポイント増）の結果となった。

III類採用試験は、申込者数1,885名（前年度比約21.4%減）、受験者数1,609名（前年度比約21.8%減）、受験率85.4%（前年度比0.4ポイント減）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに大幅に減少した。

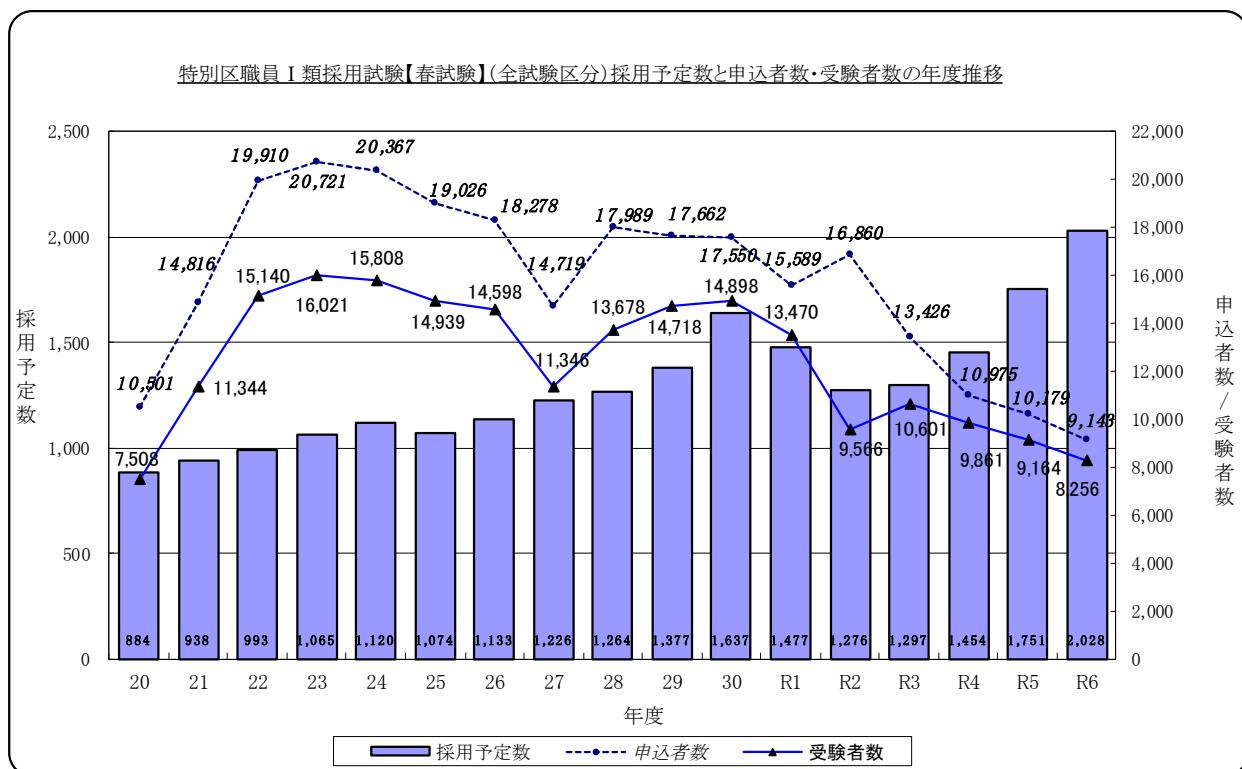
経験者採用試験・選考は、申込者数3,184名（前年度比約1.0%増）、受験者数2,442名（前年度比約2.6%増）、受験率76.7%（前年度比1.2ポイント増）で、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに増加した。

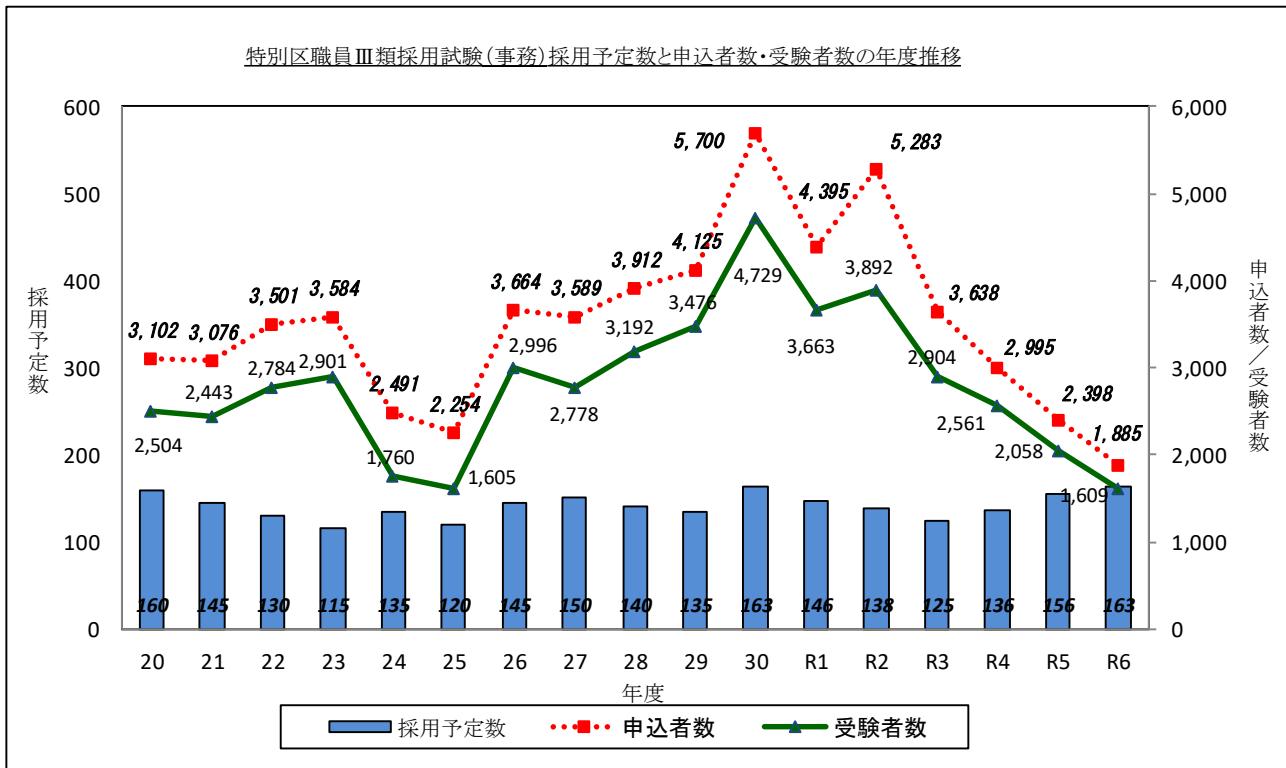
障害者を対象とする採用選考は、申込者数440名（前年度比約20.4%減）、受験者数317名（前年度比約21.9%減）、受験率72.0%（前年度比1.4ポイント減）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに大幅に減少した。

就職氷河期世代を対象とする採用試験は、申込者数702名（前年度比約29.5%減）、受験者数516名（前年度比約28.3%減）、受験率73.5%（前年度比1.2ポイント増）となり、前年度に比べ申込者数、受験者数ともに大幅に減少した。

<参考>

(単位：名)





2 採用試験等の日程（令和6年度）

項目	I類採用試験 【春試験】	I類採用試験 【秋試験】 (土木造園(土木) ・建築)	III類採用試験	経験者 採用試験・選考	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告示	3月8日(金)	7月23日(火)	6月20日(木)	6月20日(木)	6月20日(木)	6月20日(木)
申込受付	3月8日(金)～ 3月25日(月)	7月23日(火) ～ 8月6日(火)	6月20日(木)～ 7月11日(木)	6月20日(木) ～ 7月11日(木)	6月20日(木)～ 7月11日(木) ※郵送申込は 7月10日(水)消印有効	6月20日(木)～ 7月11日(木)
1次試験・選考	4月21日(日)	9月8日(日)	9月8日(日)	9月1日(日)	9月8日(日)	9月1日(日)
1次合格発表	6月14日(金)	10月9日(水)	10月18日(金)	10月18日(金)	10月9日(水)	10月18日(金)
2次試験・選考	7月8日(月)～ 7月18日(木)	10月20日(日)	10月31日(木) 11月1日(金)	10月26日(土) 10月27日(日) 11月2日(土) 11月3日(日) 11月4日(月)	10月28日(月) 10月29日(火) 10月30日(水)	11月4日(月)
最終合格発表	7月22日(月)(技術系) 7月30日(火)(技術系以外)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)	11月15日(金)

※技術系…土木造園(土木)・土木造園(造園)・建築・機械・電気

3 受験資格（令和6年度）

I類採用試験

職種(試験区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他
事務(一般事務)	有	22歳以上 32歳未満		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務(一般事務)については点字による出題に対応できる人も受験できる。） 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は、これと同等の資格があると人事委員会が認める人
事務(I C T)				
土木造園(土木)				
土木造園(造園)				
建築				
機械				
電気				
福祉	無	22歳以上 30歳未満	社会福祉士、児童指導員 又は保育士	
心理		40歳未満	心理学科を卒業した人 又はこれに相当する人	
衛生監視(衛生)	有	22歳以上 41歳未満	食品衛生監視員及び 環境衛生監視員	
衛生監視(化学)				
保健師	無	22歳以上 40歳未満	保健師	

(注) 試験区分「福祉」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

III類採用試験

職種(試験区分)	国籍要件	年齢	その他
事務(一般事務)	有	18歳以上 22歳未満	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

経験者採用試験・選考

採用区分	職種(試験・選考区分)	国籍要件	年齢	経歴・資格・免許	その他			
1級職	事務(一般事務)	有	61歳未満	民間企業等での業務従事歴が4年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が2年以上ある人）	当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学卒業した人又は相当する人）			
	事務(I C T)							
	土木造園(土木)							
	建築							
	機械							
	電気							
	福祉	無						
	児童福祉							
	児童指導							
	児童心理							

2級職 (主任)	事務(一般事務)	有	61歳未満	民間企業等での業務従事歴が8年以上ある人 (児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が3年以上ある人)	当該職種に関連する業務に従事(ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人)	活字印刷文による出題に対応できる人(ただし、事務(一般事務)については点字による出題に対応できる人も受験できる。)				
	事務(I C T)									
	土木造園(土木)									
	建築									
	福祉	無								
	児童福祉									
	児童指導									
	児童心理									
3級長職級	事務(I C T)	有								
	児童福祉	無								
	児童指導									
	児童心理									

(注1) 試験・選考区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

(注2) 「福祉」における当該職種に関連した業務従事歴とは、社会福祉施設等での相談援助業務に従事した期間を指す。

(注3) 児童相談所等での業務従事歴は下記のとおり

職種 (試験・選考区分)	児童相談所等での業務従事歴
児童福祉	児童相談所(一時保護所を含む。)又は児童福祉施設における業務経験(相談援助業務経験)
児童指導	児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における業務経験(直接処遇業務)
児童心理	児童相談所(一時保護所を含む。)等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における業務経験(心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験)

障害者を対象とする採用選考(Ⅲ類)

職種(選考区分)	国籍要件	年齢	その他
事務(一般事務)	有	18歳以上 61歳未満	・身体障害者手帳等の交付を受けている人※ ・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

就職氷河期世代を対象とする採用試験

職種(選考区分)	国籍要件	年齢	その他
事務(一般事務)	有	昭和45年4月2日から 昭和61年4月1日までに生まれた者	・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

4 実施状況（令和6年度）

(注) () 内は前年度

区分	職種 (試験・選考区分)	採用 予定数 A(名)	申込者数 B(名)	受験者数 C(名)	受験率 C/B (%)	合格者数 D(名)	倍率 C/D(倍)	第2次 受験者数 E(名)	受験率 E/D (%)	最終 合格者数 F(名)	倍率 C/F(倍)
I類	事務 (一般事務)	1,312 (1,181)	7,580 (8,541)	6,868 (7,668)	90.6 (89.8)	6,323 (5,955)	1.1 (1.3)	4,965 (4,595)	78.5 (77.2)	3,035 (3,013)	2.3 (2.5)
	事務 (ICT)	16	78	59	75.6	43	1.4	38	88.4	27	2.2
	土木造園 (土木)	107 (94)	150 (196)	132 (186)	88.0 (94.9)	122 (174)	1.1 (1.1)	85 (120)	69.7 (69.0)	64 (105)	2.1 (1.8)
	土木造園 (造園)	33 (25)	63 (66)	56 (60)	88.9 (90.9)	52 (57)	1.1 (1.1)	48 (46)	92.3 (80.7)	33 (39)	1.7 (1.5)
	建築	126 (101)	123 (123)	115 (116)	93.5 (94.3)	112 (110)	1.0 (1.1)	99 (89)	88.4 (80.9)	74 (83)	1.6 (1.4)
	機械	27 (18)	40 (45)	35 (41)	87.5 (91.1)	35 (41)	1.0 (1.0)	23 (30)	65.7 (73.2)	14 (24)	2.5 (1.7)
	電気	36 (22)	54 (59)	46 (48)	85.2 (81.4)	46 (48)	1.0 (1.0)	34 (41)	73.9 (85.4)	27 (33)	1.7 (1.5)
	福祉	154 (141)	424 (453)	386 (421)	91.0 (92.9)	344 (376)	1.1 (1.1)	305 (333)	88.7 (88.6)	250 (256)	1.5 (1.6)
	心理	30 (20)	147 (177)	126 (147)	85.7 (83.1)	88 (110)	1.4 (1.3)	72 (96)	81.8 (87.3)	47 (45)	2.7 (3.3)
	衛生監視 (衛生)	54 (39)	119 (117)	104 (111)	87.4 (94.9)	100 (94)	1.0 (1.2)	90 (85)	90.0 (90.4)	69 (61)	1.5 (1.8)
	衛生監視 (化学)	5 (5)	35 (40)	24 (32)	68.6 (80.0)	20 (29)	1.2 (1.1)	12 (20)	60.0 (69.0)	8 (10)	3.0 (3.2)
	保健師	128 (105)	330 (362)	305 (334)	92.4 (92.3)	290 (298)	1.1 (1.1)	270 (277)	93.1 (93.0)	205 (213)	1.5 (1.6)
	春試験計	2,028 (1,751)	9,143 (10,179)	8,256 (9,164)	90.3 (90.0)	7,575 (7,292)	1.1 (1.3)	6,041 (5,732)	79.7 (78.6)	3,853 (3,882)	2.1 (2.4)
III類	土木造園 (土木)	28 (30)	63 (54)	46 (36)	73.0 (66.7)	43 (30)	1.1 (1.2)	37 (27)	86.0 (90.0)	26 (22)	1.8 (1.6)
	建築	48 (33)	59 (37)	50 (28)	84.7 (75.7)	48 (26)	1.0 (1.1)	44 (24)	91.7 (92.3)	35 (20)	1.4 (1.4)
	秋試験計	76 (63)	122 (91)	96 (64)	78.7 (70.3)	91 (56)	1.1 (1.1)	81 (51)	89.0 (91.1)	61 (42)	1.6 (1.5)
障害者	事務 (一般事務)	163 (156)	1,885 (2,398)	1,609 (2,058)	85.4 (85.8)	1,161 (1,039)	1.4 (2.0)	830 (732)	71.5 (70.5)	519 (482)	3.1 (4.3)
	事務 (一般事務)	81 (84)	440 (553)	317 (406)	72.0 (73.4)	259 (244)	1.2 (1.7)	245 (224)	94.6 (91.8)	107 (88)	3.0 (4.6)
1級職	事務 (一般事務)	291 (207)	1,540 (1,516)	1,165 (1,146)	75.6 (75.6)	672 (561)	1.7 (2.0)	627 (524)	93.3 (93.4)	385 (289)	3.0 (4.0)
	事務 (ICT)	18 (23)	42 (48)	32 (41)	76.2 (85.4)	28 (33)	1.1 (1.2)	24 (30)	85.7 (90.9)	17 (22)	1.9 (1.9)
	土木造園 (土木)	36 (27)	44 (50)	32 (41)	72.7 (82.0)	32 (41)	1.0 (1.0)	31 (38)	96.9 (92.7)	24 (30)	1.3 (1.4)
	建築	51 (34)	25 (37)	17 (32)	68.0 (86.5)	15 (27)	1.1 (1.2)	15 (23)	100.0 (85.2)	14 (20)	1.2 (1.6)
	機械	17 (9)	28 (41)	22 (33)	78.6 (80.5)	16 (26)	1.4 (1.3)	14 (23)	87.5 (88.5)	11 (11)	2.0 (3.0)
	電気	18 (10)	44 (34)	31 (25)	70.5 (73.5)	21 (24)	1.5 (1.0)	20 (21)	95.2 (87.5)	18 (14)	1.7 (1.8)
	福祉	39 (46)	104 (63)	93 (45)	89.4 (71.4)	89 (38)	1.0 (1.2)	82 (35)	92.1 (92.1)	62 (31)	1.5 (1.5)
	児童福祉	14 (23)	23 (39)	21 (38)	91.3 (97.4)	20 (38)	1.1 (1.0)	18 (37)	90.0 (97.4)	15 (29)	1.4 (1.3)
	児童指導	13 (16)	23 (16)	21 (14)	91.3 (87.5)	21 (14)	1.0 (1.0)	19 (13)	90.5 (92.9)	15 (12)	1.4 (1.2)
	児童心理	10 (15)	23 (34)	20 (33)	87.0 (97.1)	20 (33)	1.0 (1.0)	18 (32)	90.0 (97.0)	12 (21)	1.7 (1.6)
経験者	事務 (一般事務)	128 (86)	1,008 (1,004)	744 (720)	73.8 (71.7)	334 (244)	2.2 (3.0)	319 (225)	95.5 (92.2)	168 (112)	4.4 (6.4)
	事務 (ICT)	14 (19)	40 (55)	30 (45)	75.0 (81.8)	23 (37)	1.3 (1.2)	22 (37)	95.7 (100.0)	15 (18)	2.0 (2.5)
	土木造園 (土木)	21 (11)	61 (48)	51 (40)	83.6 (83.3)	47 (40)	1.1 (1.0)	34 (35)	72.3 (87.5)	21 (19)	2.4 (2.1)
	建築	32 (17)	37 (46)	29 (29)	78.4 (63.0)	27 (28)	1.1 (1.0)	22 (24)	81.5 (85.7)	20 (21)	1.5 (1.4)
	福祉	25 (28)	60 (39)	54 (26)	90.0 (66.7)	51 (23)	1.1 (1.1)	51 (23)	100.0 (100.0)	35 (18)	1.5 (1.4)
	児童福祉	18 (17)	22 (28)	21 (25)	95.5 (89.3)	20 (25)	1.1 (1.0)	20 (21)	100.0 (84.0)	15 (18)	1.4 (1.4)
	児童指導	11 (10)	13 (9)	13 (9)	100.0 (100.0)	13 (9)	1.0 (1.0)	13 (9)	100.0 (100.0)	9 (9)	1.4 (1.0)
	児童心理	10 (16)	7 (15)	7 (14)	100.0 (93.3)	7 (13)	1.0 (1.1)	7 (13)	100.0 (100.0)	7 (11)	1.0 (1.3)
	事務 (ICT)	3 (4)	13 (13)	12 (7)	92.3 (53.8)	9 (5)	1.3 (1.4)	9 (4)	100.0 (80.0)	3 (3)	4.0 (2.3)
	児童福祉	8 (8)	17 (9)	17 (9)	100.0 (100.0)	17 (9)	1.0 (1.0)	16 (7)	94.1 (77.8)	7 (5)	2.4 (1.8)
3級長職級	児童指導	3 (2)	4 (1)	4 (1)	100.0 (100.0)	4 (1)	1.0 (1.0)	3 (1)	75.0 (100.0)	3 (1)	1.3 (1.0)
	児童心理	3 (7)	6 (8)	6 (7)	100.0 (87.5)	6 (7)	1.0 (1.0)	6 (7)	100.0 (100.0)	3 (7)	2.0 (1.0)
	経験者計	783 (635)	3,184 (3,153)	2,442 (2,380)	76.7 (75.5)	1,492 (1,276)	1.6 (1.9)	1,390 (1,182)	93.2 (92.6)	879 (721)	2.8 (3.3)
就職氷河期世代	事務 (一般事務)	53 (41)	702 (996)	516 (720)	73.5 (72.3)	274 (206)	1.9 (3.5)	255 (191)	93.1 (92.7)	78 (54)	6.6 (13.3)
	合計	3,184 (2,730)	15,476 (17,370)	13,236 (14,792)	85.5 (85.2)	10,852 (10,113)	1.2 (1.5)	8,842 (8,112)	81.5 (80.2)	5,497 (5,269)	2.4 (2.8)

5 採用試験PR

(1) 23区合同説明会

受験希望者等、特別区を就職先として検討している方を対象に、各区・組合の特色、魅力及び特別区職員の職務の内容を紹介することにより、特別区への就職意欲向上を図り、より有為な人材の確保を目指し、以下のとおり23区合同説明会を実施した。

- ・実施内容

実施日：令和7年1月12日（日）

会 場：立教大学

参加者数：3,571名

(2) 学校等主催説明会への参加

大学・専門学校等が主催する説明会において、職務の魅力ややりがい、特別区職員採用試験内容等について積極的にPRを実施した。

- ・令和6年度参加実績（延べ）113校、4,158名

(3) 人事委員会事務局主催のオンライン説明会実施

人事委員会事務局が実施主体となり、オンライン説明会を企画・実施した。

- ・令和6年度実施実績（延べ）33回 1,583名

II 特別区職員採用試験実施に伴う内部職員に対する能力認定

1 制度の目的

職員の能力・資質を開発し、その活用を図るとともに職員の士気の高揚に資するため、「特別区職員採用試験実施に伴う内部職員の能力認定」を採用試験と一緒に実施している。

この能力認定は、採用試験を行う職種についてのみ実施しており、受験資格については採用試験より若干緩和しているが、試験方法及び合格基準は採用試験と同一である。

2 受験資格（令和6年度）

I 類

職種(試験区分)	国籍要件	年齢等	経歴・資格・免許	その他
事務(一般事務)	有	22歳以上32歳未満 (技能系・業務系職員) 40歳未満で、技能系・業務系の職員として引き続き3年以上在職する職員		<ul style="list-style-type: none"> 活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務(一般事務)については点字による出題に対応できる人も受験できる。） 22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人
事務(I C T)				
土木造園(土木)				
土木造園(造園)				
建築				
機械				
電気				
福祉	無	22歳以上30歳未満	社会福祉士、児童指導員又は保育士	
心理		40歳未満	心理学科を卒業した人又はこれに相当する人	
衛生監視(衛生)	有	22歳以上41歳未満	食品衛生監視員及び環境衛生監視員	
衛生監視(化学)				
保健師	無	22歳以上40歳未満	保健師	

(注) 試験区分「福祉」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者

III 類

職種(試験区分)	国籍要件	年齢等	その他
事務(一般事務)	有	18歳以上22歳未満 (特例職員) 30歳未満で大学(短期大学を除く。)を卒業していない事務系・福祉系・一般技術系・医療技術系職員 (技能系・業務系職員) 30歳未満で大学(短期大学を除く。)を卒業していない人で、技能系・業務系の職員として引き続き3年以上在職する職員	活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

3 実施状況（令和6年度）

内部職員に対する能力認定は、前記Ⅰの採用試験を行う職種について実施した。実施状況は以下のとおりである。

特別区職員能力認定実施状況

区分	申込者数 A(名)	第1次試験			第2次試験			合格者数 (名)	
		受験者数 B(名)	受験率 B/A(%)	合格者数 C(名)	対象者数 D(名)	受験者数 E(名)	受験率 E/D(%)		
I類	事務 (一般事務)	57	50	87.7	39	19	17	89.5	29
	事務 (ICT)	0	-	-	-	-	-	-	-
	土木造園 (土木)	1	1	100.0	1	1	1	100.0	1
	土木造園 (造園)	0	-	-	-	-	-	-	-
	建築	0	-	-	-	-	-	-	-
	機械	2	2	100.0	2	2	2	100.0	2
	電気	2	2	100.0	2	2	2	100.0	2
	福祉	11	10	90.9	9	2	2	100.0	9
	心理	1	1	100.0	1	1	1	100.0	1
	衛生監視 (衛生)	1	1	100.0	1	1	1	100.0	1
	衛生監視 (化学)	0	-	-	-	-	-	-	-
	保健師	3	3	100.0	3	3	3	100.0	2
III類	小計	78	70	89.7	58	31	29	93.5	47
	事務 (一般事務)	13	9	69.2	4	4	3	75.0	2
合計		91	79	86.8	62	35	32	91.4	49

(注) 現に任用されている職種と同一の職種に対応する試験区分を受験した者については、第2次試験を免除する。

III 採用選考

任命権者が職員を採用する場合において、人事委員会規則で定める場合には、選考によることを妨げないとしている（地方公務員法第17条の2第1項ただし書）。

本委員会は、この規定に基づき、職員の競争試験及び選考に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第5号）を定め、特定の職について選考により採用している。

なお、本委員会は、地方公務員法第8条第3項及び第5項の規定に基づき、職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第6号）を定めており、この規則に基づき、選考を委任する職について選考基準及び方法等を定め、選考権限を任命権者に委任している。

1 令和6年度採用選考(人事委員会選考)実施状況

(1) 専門職採用選考

専門職採用選考は、特定の分野における専門的な職務で、専門的知識能力を有する者のつくべき職について実施するものである。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任（専門職審査会を設置）しており、二次選考は本委員会が行っている。

	合格者数	備 考
医療専門職(医師の課長級以上)	12人	11区で実施
行政専門職(法務の課長級以上)	0人	0区で実施

(2) 4条任期付職員採用選考

平成27年度から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「一般職任期付職員法」という。）第4条に基づく採用制度を導入している。

4条任期付職員については、一定の期間内に終了することが見込まれる業務や一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務について、期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するため必要である場合に、任期を定めて採用することができるものである。現行では、1級職及び課長級以上の職について選考を実施している。選考方法としては、一次選考は任命権者に選考権限を委任しており、二次選考は本委員会が行っている。

職務の級	合格者数	備 考
課長級以上	0人	実施なし
1級職（係員）	0人	実施なし

2 令和6年度採用選考（任命権者への権限委任分）実施状況

採用選考については、前述の1に掲げる職以外の職に関し、任命権者に選考権限を委任している。

(1) 1級職等の採用選考

職務分類基準（I）1級職への採用選考・転職選考（社会教育、心理、学芸研究、検査技術（I類）、栄養士（I類））について、以前は人事委員会選考として実施していたが、任命権者からの申請に基づき、平成14年度から任命権者に選考権限を委任している。

ただし、「心理」については、平成29年度から人事委員会選考（競争試験）へ変更している。

区分	職種	合格者数
事務系	社会教育	1人
福祉系	福祉	837人
一般技術系	学芸研究	2人
医療技術系	医師	6人
	歯科衛生	10人
	栄養士	41人
	看護師	49人
小計		946人
技能系	技能II(作業I・警備)	14人
	技能III(調理・用務・作業II)	11人
	技能V(自動車運転II)	4人
	技能VI(作業III)	118人
小計		147人
合計		1,093人

(2) 育児休業及び配偶者同行休業に伴う任期付職員の採用選考

平成16年度から、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく任期を定めた職員（育児休業に伴う任期付職員）及び令和6年度から、地方公務員法に基づく任期を定めた職員（配偶者同行休業に伴う任期付職員）の採用制度を導入している。採用選考に当たっては、任命権者からの申請により採用基準の整備と選考権限の委任を行っている。

区分	職種	合格者数
事務系	事務	259人
福祉系	福祉	31人
一般技術系	建築	1人
	衛生監視	1人
	学芸研究	2人
医療技術系	歯科衛生	2人
	栄養士	1人
	保健師	5人
合計		302人

(3) 任期付短時間勤務職員の採用選考

(単位：人)

区分・職種	職務名	合格者数	
技能系	技能III	作業II	9人

(4) 【参考】一般職任期付職員法第3条による職員の採用選考等の状況（任命権者選考、人事委員会承認）

職務の級	合格者数	備 考
6級職（部長級）	8人	7区で実施
5級職（課長級）	19人	16区で実施
4級職（課長補佐）	1人	1区で実施
3級職（係長級）	17人	12区で実施
2級職（主任）	1人	1区で実施

(5) 会計年度任用職員の取扱い

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の成立により、一般職の会計年度任用職員制度の創設、特別職非常勤職員及び臨時の任用職員の任用要件の厳格化が規定され、令和2年4月1日から制度が運用開始となった。

本委員会は、職員の採用・昇任に関する一般基準の中で、会計年度任用職員の取扱いについて定めている。選考方法としては、包括委任選考と個別委任選考があり、包括委任選考については権限を任命権者に委任し、個別委任選考については、任命権者の申請により、本委員会が承認した場合、任命権者に委任することとしている。

選考方法	採用者数	
	常勤職員の職種表に分類する 1級職相当の者	常勤職員の職種表の分類により 難いと任命権者が特に認める者
包括委任選考	41,373人(31,804人)	3,457人(2,730人)
個別委任選考	0人	0人

(注) () 内は再度の任用の者で内数

IV 転職選考

特別区では、転職を「職員が現に属する職種から、他の職種に転ずること」と定義している。転職事由には① 廃職又は過員によるもの、② 心身の故障等の分限的なもの、③ ①②以外の業務上に必要なものなどがある。

本委員会は、転職の方法として職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で転職の能力実証方法及び資格基準を定めている。採用選考を任命権者に委任している職への転職の際の能力実証については、選考権限を任命権者に委任している。

○ 令和6年度転職選考（任命権者への権限委任分）実施状況

転職前職種	転職後職種	技能I	技能III	技能V	合 計
		自動車運転	用務	自動車運転II	
技能II	作業I	2人(0人)			2人(0人)
技能III	用務	1人(0人)			1人(0人)
技能VI	作業III			1人(0人)	1人(0人)
福祉	保育士		1人(1人)		1人(1人)
計		3人(0人)	1人(1人)	1人(0人)	5人(1人)

(注) () 内は女性数で内数

V 昇任選考

1 主任職昇任選考

主任への昇任については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で主任職昇任選考の基準及び方法を定め、主任職昇任選考の選考権限を任命権者に委任している。

令和6年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

(1) 選考種別及び選考区分

ア 選考種別

「A」、「B」及び「C」とする。

イ 選考区分

各任命権者において定める。

(2) 受験資格

ア A

分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Aの1級職の在職年数（年齢18歳以降のものに限る。以下同じ。）を満たし年齢が41歳未満のもの

イ B

- ① 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Bの1級職の在職年数を満たし、年齢が50歳未満のもの
- ② 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Bの1級職の在職年数を満たし、年齢が41歳以上50歳未満のもの

ウ C

- ① 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【本則】における採用区分による種別Cの1級職の在職年数を満たし、年齢が58歳未満のもの
- ② 分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、下表【特例】における採用区分による種別Cの1級職の在職年数を満たし、年齢が50歳以上58歳未満のもの
- ③ 令和5年度から令和12年度までの間、種別Cの本則及び特例の受験資格における年齢上限部分の規定は次表のとおりとする。

選考年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年齢要件の上限	54歳未満	55歳未満	56歳未満	57歳未満				

- ④ 種別Cの受験資格の上限年齢は、当面の間、本則及び特例に定める年齢に5歳加算する。

【本則】

資格の基礎となる採用区分		1級職の在職期間		
		種別A	種別B	種別C
I	類	5年以上	10年以上 20年未満	20年以上
II	短大3卒	6年以上	11年以上 21年未満	21年以上
	短大2卒	7年以上	12年以上 22年未満	22年以上

III 類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者	8年以上	13年以上 23年未満	23年以上
	その他	9年以上	14年以上 24年未満	24年以上
経験者〈1級職〉		3年以上	10年以上 20年未満	20年以上

(注) 採用区分就職氷河期世代については、I類の区分を適用する。

【特例】

資格の基礎となる採用区分		1級職の在職期間	
		種別B	種別C
I 類		5年以上 10年未満	5年以上 20年未満
II 類	短大3卒	6年以上 11年未満	6年以上 21年未満
	短大2卒	7年以上 12年未満	7年以上 22年未満
III 類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者	8年以上 13年未満	8年以上 23年未満
	その他	9年以上 14年未満	9年以上 24年未満
経験者〈1級職〉		3年以上 10年未満	3年以上 20年未満

(注) 採用区分就職氷河期世代については、I類の区分を適用する。

(3) 選考方法

人事評価及び筆記を基本に各任命権者が定める方法による。

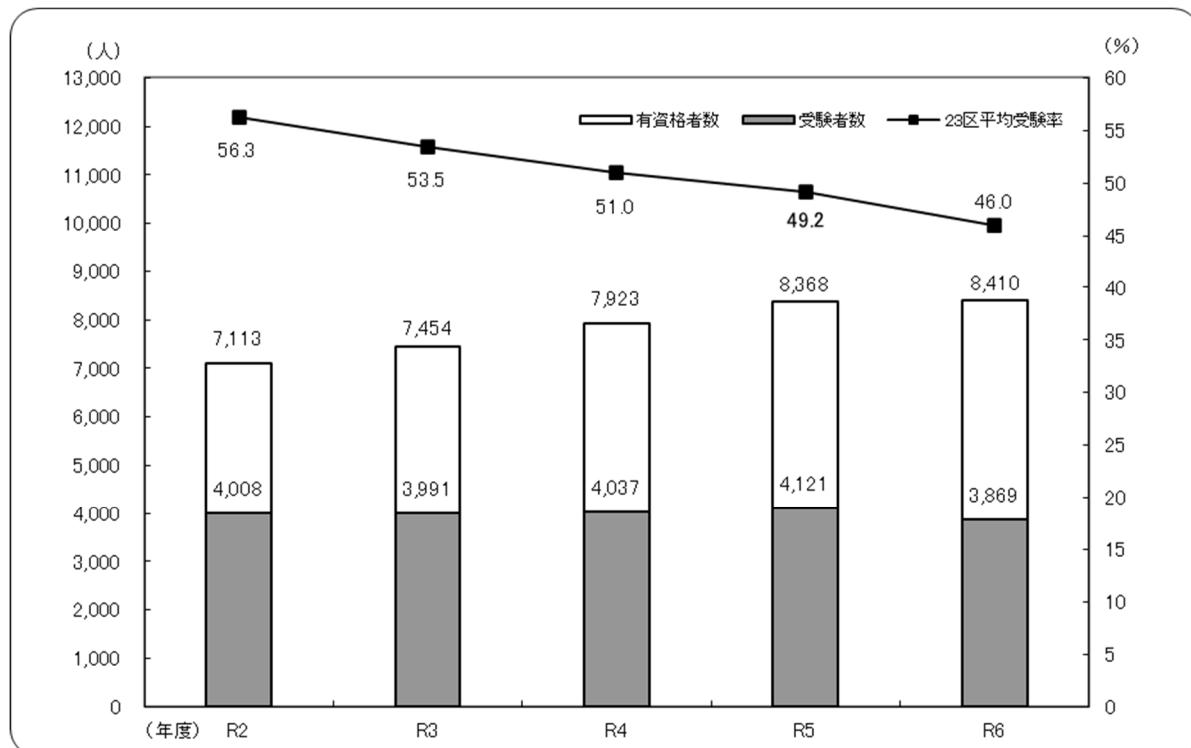
○ 令和6年度主任職昇任選考実施状況

(単位：人、%)

区分	総計	種別A	種別B	種別C	准看護師
有資格者 a	12,017(7,415)	8,410(5,079)	2,649(1,763)	958(573)	—
受験者 b	4,970(2,706)	3,869(1,992)	949(617)	152(97)	—
受験率 b/a	41.4(36.5)	46.0(39.2)	35.8(35.0)	15.9(16.9)	—
合格者 c	1,920(958)	1,525(705)	350(224)	45(29)	—
合格率 c/b	38.6(35.4)	39.4(35.4)	36.9(36.3)	29.6(29.9)	—
昇任率 c/a	16.0(12.9)	18.1(13.9)	13.2(12.7)	4.7(5.1)	—

(注) 総計は種別A・種別B及び種別Cの合計、()内は女性数で内数、准看護師は選考実施区なし。

○ 主任職昇任選考（種別 A）有資格者数及び受験者数等の推移



(注) 受験率=受験者数／有資格者数

2 技能・業務系昇任選考（職務分類基準（II）2級職以上の職への昇任選考）

平成17年度から、技能・業務系職員に4層制の任用制度を導入し、1級職、技能主任職、技能長職及び統括技能長職を設置している。

（1）技能主任職昇任選考

技能主任職への昇任については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で「技能主任職昇任選考の基準及び方法」を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和6年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(II)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、1級職に12年以上在職し年齢が63歳未満のもの

なお、令和5年度から令和12年度までの間、受験資格における年齢要件の上限部分の規定は、次表のとおりとする。

選考年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年齢要件の上限	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満				

イ 選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和6年度技能主任職昇任選考実施状況

(単位：人、%)

区分	技能主任職
有資格者 a	394 (50)
受験者 b	123 (23)
受験率 b/a	31.2 (46.0)
合格者 c	50 (6)
合格率 c/b	40.7 (26.1)
昇任率 c/a	12.7 (12.0)

(注) ()内は女性数で内数

(2) 技能長職昇任選考

技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。

令和6年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(II)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、2級職に4年以上在職し年齢が63歳未満のもの

なお、令和5年度から令和12年度までの間、受験資格における年齢要件の上限部分の規定は、次表のとおりとする。

選考年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年齢要件の上限	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満				

イ 選考方法

人事評価、筆記及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和6年度技能長職昇任選考実施状況

(単位：人、%)

区分	技能長職
有資格者 a	1,668 (314)
受験者 b	217 (63)
受験率 b/a	13.0 (20.1)
合格者 c	57 (14)
合格率 c/b	26.3 (22.2)
昇任率 c/a	3.4 (4.5)

(注) ()内は女性数で内数

(3) 統括技能長職昇任選考

統括技能長職昇任選考については、本委員会において職員の採用・昇任等に関する一般基準の中で、統括技能長職昇任選考の基準及び方法を定め、その選考権限を任命権者に委任している。令和6年度選考の実施概要等は、次のとおりである。

ア 受験資格

分類基準(II)の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、3級職に3年以上在職し年齢が42歳以上63歳未満のもの

なお、令和5年度から令和12年度までの間、受験資格における年齢要件の上限部分の規定は、次表のとおりとする。

選考年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
年齢要件の上限	59歳未満	60歳未満	61歳未満	62歳未満				

イ 選考方法

人事評価及び面接とする。

なお、これに基づく選考内容は、各任命権者が定めるものとする。

○ 令和6年度統括技能長職昇任選考実施状況

(単位：人、%)

区分	統括技能長職	
有資格者 a	194	(23)
受験者 b	33	(3)
受験率 b/a	17.0	(13.0)
合格者 c	10	(0)
合格率 c/b	30.3	(0.0)
昇任率 c/a	5.2	(0.0)

(注) 1 ()内は女性数で内数

2 10区で選考実施

3 管理職昇任選考

一般の管理職としての課長級の職への昇任選考は、第一次選考と第二次選考とに分かれている。本委員会では、管理職選考種別Ⅰ類における第一次選考について、年度ごとに実施要綱を定め、統一選考を実施している。なお、管理職選考種別Ⅱ類は、令和5年度から申込によらない選考（指名制）を導入し、選考権限を任命権者に委任している。

令和6年度の管理職選考の実施概要等は、次のとおりである。

(1) 選考種別及び区分

ア I類 事務系（1区分）

技術系（3区分）

イ II類 事務系（1区分）

技術系（1区分）

(2) 受験資格等

ア I類

(ア) 受験資格

日本国籍を有する実施要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、基準日現在、年齢55歳未満で、主任以上の職にあり、その在職期間が6年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

※ 経験者採用制度等により採用された人及び前倒し受験方式で受験する人については、実施要綱に定めるとおりとする。

(イ) 受験方式

全部受験方式：受験資格を満たしている人が、筆記考查（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式：受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式：択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式：主任の職にあり、その在職期間が3～5年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみ受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

(ウ) 選考方法

筆記考查（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問による。

(エ) 択一・短答式問題受験の免除資格

択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人には、原則として、受験翌年度以降の3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※ 翌年度にI類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降3年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

イ　II　類

(ア) 受験資格

日本国籍を有し、かつ、分類基準（I）の適用職種の職務に従事する者で、基準日現在、4級職に2年以上在職し年齢が60歳未満のもの

(イ) 選考方法

人事評価及び面接とする。ただし、任命権者は必要に応じて選考方法を追加できるものとする。

(3) 管理職選考種別 I 類の実施状況

○ 令和6年度管理職選考種別 I 類 合格者の状況

I 類（全部及び免除受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
I 類	事務	380	388	△ 8	191	214	△ 23	105	127	△ 22	27.6	32.7	△ 5.1
	I	44	51	△ 7	21	23	△ 2	14	15	△ 1	31.8	29.4	2.4
	II	49	46	3	22	17	5	14	11	3	28.6	23.9	4.7
	III	35	46	△ 11	11	9	2	7	6	1	20.0	13.0	7.0
	小計	128	143	△ 15	54	49	5	35	32	3	27.3	22.4	4.9
	合計	508	531	△ 23	245	263	△ 18	140	159	△ 19	27.6	29.9	△ 2.3

I 類（全部受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
I 類 (全部)	事務	188	184	4	77	77	0	49	55	△ 6	26.1	29.9	△ 3.8
	I	20	23	△ 3	6	5	1	4	3	1	20.0	13.0	7.0
	II	17	18	△ 1	6	5	1	3	2	1	17.6	11.1	6.5
	III	11	15	△ 4	1	1	0	0	1	△ 1	0	6.7	△ 6.7
	小計	48	56	△ 8	13	11	2	7	6	1	14.6	10.7	3.9
	合計	236	240	△ 4	90	88	2	56	61	△ 5	23.7	25.4	△ 1.7

I 類（免除受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分	受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C/A）		
		6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減	6年度	5年度	増減
I 類 (免除)	事務	192	204	△ 12	114	137	△ 23	56	72	△ 16	29.2	35.3	△ 6.1
	I	24	28	△ 4	15	18	△ 3	10	12	△ 2	41.7	42.9	△ 1.2
	II	32	28	4	16	12	4	11	9	2	34.4	32.1	2.3
	III	24	31	△ 7	10	8	2	7	5	2	29.2	16.1	13.1
	小計	80	87	△ 7	41	38	3	28	26	2	35.0	29.9	5.1
	合計	272	291	△ 19	155	175	△ 20	84	98	△ 14	30.9	33.7	△ 2.8

○ 令和6年度管理職選考種別I類 免除者の状況

(単位：人、%)

		対象者数				免除者数			免除率				
		受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し	
		A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事務		487	136	95	256	123	32	24	67	25.3	23.5	25.3	26.2
技術	I	63	15	17	31	19	3	6	10	30.2	20.0	35.3	32.3
	II	44	14	9	21	14	4	2	8	31.8	28.6	22.2	38.1
	III	36	10	12	14	10	3	3	4	27.8	30.0	25.0	28.6
	小計	143	39	38	66	43	10	11	22	30.1	25.6	28.9	33.3
合計		630	175	133	322	166	42	35	89	26.3	24.0	26.3	27.6

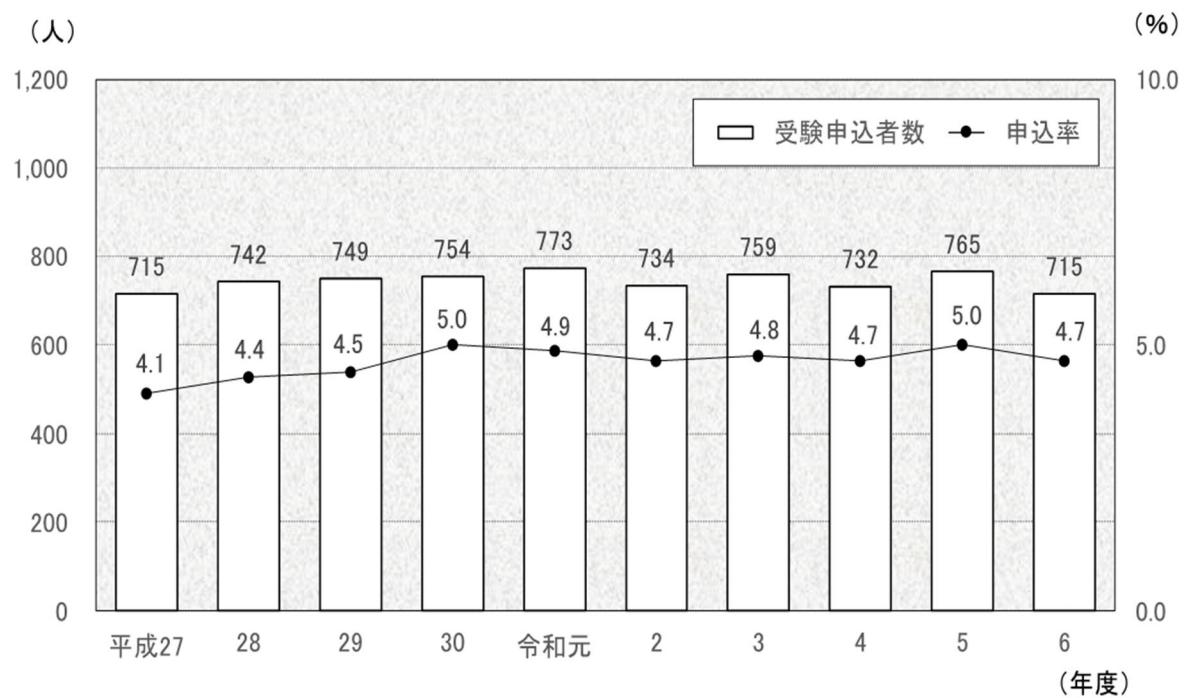
注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。

2 全部とは、全部受験方式で筆記者査全てを受験した者

3 分割とは、分割受験方式で受験した者

4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

○ 管理職選考種別I類 受験申込者数及び申込率の推移(10年間)



(注) 全部、分割及び免除受験方式の受験申込者数及び申込率

第3章 労働基準監督機関としての事務

労働基準法（以下「労基法」という。）、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）及び船員法においては、労働者の労働条件を保護するため、所定の行政機関が監督権を行使することとされている。この機関を労働基準監督機関といい、通常は労働基準監督署又は船員労務官がこれに当たるが、地方公務員は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（労基法別表第1第11号、第12号及び別表第1に掲げる事業以外の官公署に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会（人事委員会を置かない地方公共団体にあってはその長）が労働基準監督機関としての権限を行使している。

本委員会が、労働基準監督機関として行う職権行使に関する事務は、次のとおりである。

I 許認可等の事務

職員の適切な勤務条件、安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、労基法及び安衛法では、使用者が職員の勤務条件、施設、設備等を管理するに当たり、一定の基準を遵守させるため、あらかじめ労働基準監督機関の許可を得ること等を要件としている。

本委員会が、労働基準監督機関として行っている許認可等の主なものは、次のとおりである。

1 許可

- (1) 非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働の許可（労基法第33条）
- (2) 断続的な宿直又は日直勤務の許可（労基法第41条）
- (3) 監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可（労基法第41条）

2 認定

- (1) 解雇制限除外の認定（労基法第19条）
- (2) 解雇予告除外の認定（労基法第20条）

3 届出の受理

- (1) 時間外労働・休日労働に関する協定届（労基法第36条）
- (2) ボイラー等の設置及び変更の届（安衛法第88条）
- (3) 機械等の設置、移転及び変更に関する計画の届（安衛法第88条）

4 報告の受理

- (1) 適用事業報告（労基法第104条の2）
- (2) 総括安全衛生管理者、衛生管理者及び産業医の選任報告（安衛法第10・12・13条）
- (3) 定期健康診断等結果報告（安衛法第66条）
- (4) 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告（安衛法第66条）
- (5) 職員死傷病報告（安衛則第97条）
- (6) 事故報告（安衛則第96条）
- (7) 機械等の設置、使用休止及び廃止報告（安衛法第100条）

<令和6年度実績>

項目	件数
断続的な宿直又は日直勤務の許可申請	4件
監視又は断続的労働に従事する者に対する適用除外許可申請	6件
解雇予告除外認定・不認定	12件
時間外・休日労働に関する協定届	1, 587件
総括安全衛生管理者・衛生管理者・産業医選任報告	365件
定期健康診断等結果報告	540件
職員死傷病報告	26件
事故報告	0件
機械等の落成・変更等各検査申請	6件
機械等の設置・変更届等	10件
機械等の休止・廃止報告	17件
機械等検査証再交付・書替申請	0件

II ボイラー等の検査

安衛法及び同法に基づく政令等では、ボイラー等を設置する時又は必要の都度に、一定の基準以上の性能を維持し使用に十分耐え得るかを検査することが義務付けられているため、本委員会が検査を実施している。検査に当たっては、ボイラー等の保守管理及び操作に関する指導を併せて行い、労働災害発生の防止に努めている（安衛法第38条等）。

なお、23区のボイラー等の設置状況は、別表1のとおりである。

<令和6年度実績>

(単位：基)

項目	ボイラー	第一種 圧力容器	ゴンドラ	クレーン	計
落成検査	0	2		0	2
変更検査	0	3	0	0	3
使用再開検査	0	1	0	0	1
計	0	6	0	0	6

III 定期監督

毎年度当初に決定する基本方針と実施計画に基づき、職員の勤務条件（勤務時間、休憩、休日等）及び執務環境等が、労基法及び安衛法その他関係法令に適合しているかどうかを、事業場において調査・監督している。

監督の結果、法令違反事項があった場合は、区長及び事業場長に是正するよう通知し、結果の報告を求めている。

<令和6年度実績>

事業	月別実績												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
区民行政施設		4	2	1		5	4	2	3				21
教育施設		3	6	3		4	4	7	2				29
計		7	8	4		9	8	9	5				50

結果の概要

実施事業場 50か所

指摘事項 254件（50事業場）

<指摘の概要>

○勤務時間管理（85件）

- ・退勤時刻と超過勤務命令時間が乖離している等

○休憩時間（7件）

- ・適切な休憩時間を与えられていない。

○時間外・休日労働に係る協定（3件）

- ・協定時間を超えて、時間外・休日労働を行わせている等

○会計年度任用職員の勤務条件（28件）

- ・勤務実態が勤務条件通知書と異なっている等

○週休日の変更（29件）

- ・あらかじめ振替命令簿で、「勤務することを命ずることとなる日」及び「替わりに週休日とした日」を特定していない等

○割増賃金（2件）

- ・週休日の変更に伴う割増賃金が支給されていない。

○面接指導（15件）

- ・1か月あたり80時間を超えて時間外労働を行った職員に対する適切な事後措置が講じられていない等

○安全衛生管理体制（47件）

- ・衛生委員会を基準に基づいた回数実施していない等

○有害物管理（38件）

- ・薬品台帳・化学物質等安全データシートの整備が不十分である等

IV 労働安全衛生普及活動

総合的な労働安全衛生対策を進めるに当たっては、労働が健康に与える影響や健康障害等を防ぐための安全衛生管理体制及び作業環境管理等についての正しい知識が必要である。その知識の普及のため、次の事業を実施している。

労働安全衛生講演会

各区の労働安全衛生担当者等の安全衛生意識の高揚を図るため、講演会を開催している。

<令和6年度実績>

- (1) 開催年月日 令和6年11月6日（水）
- (2) 開 催 場 所 東京区政会館3階 35教室
- (3) 演 题 「予防の観点から考えるメンタルヘルス対策」
- (4) 講 師 平井康仁産業医事務所 代表 平井 康仁 氏
- (5) 受 講 者 43名

(別表1)

ボイラー等の設置状況

(令和7年4月1日現在)

(単位:基)

区分 区名	ボイラー (伝熱面積 m ²)				第一種圧力容器 (内容積 m ³)						ゴンドラ (積載荷重 t)			クレーン (吊り上げ 荷重 t)	合 計		
	5未満	5以上 10未満	10以上 40未満	40以上 100未満	小計	0.5未満	1未満	0.5以上 2未満	1以上 5未満	2以上 5未満	5以上 10未満	10以上 30未満	小計	0.25未満	0.25以上		
千代田					0	2				1			3			0	3
中央					0						0			0		0	0
港					0	2				2		4	1		1		5
新宿					0						0	1	1	2		2	2
文京					0					2		2	8	6	14		16
台東	2				2						0			0		0	2
墨田	2				2	2			1		3	1		1		1	6
江東					0						0	2		1		3	3
品川					0	6	1	2	1		10			0		0	10
目黒		2			2	6	1	2	1		10			0		0	12
大田					0	6	1	1			7		1	1	1	1	9
世田谷		1			1			1			1		0		0		2
渋谷		1			1						0	2		2		2	3
中野					0						0		0		0		0
杉並					0						0	1		1		1	1
豊島					0	2	4	2		2	10	2	1	3		13	
北		0	8	2						2		12	1	1	2	1	15
荒川			0								0			0		0	0
板橋			0								2			0		2	2
練馬		0	12	4				1	4		21	5	1	6		27	
足立			0	10						1		11	6		6		17
葛飾			0	2							2			0		2	2
江戸川		1	1	2	3					1	1	5	2		2		9
合計	2	3	5	0	10	63	12	7	9	11	1	103	32	12	44	2	159

注1) 上表のうちR7.4.1現在の休止は10基 (第一種圧力容器 9基、ゴンドラ 1基)

第4章 職員団体等に関する事務

I 職員団体の登録

職員団体の登録制度は、職員団体の組織及び運営が自主的かつ民主的であるかどうかを、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）が確認し、公証するための制度である（地方公務員法第53条）。

登録されるための要件は、次のとおりである。

- ① 職員団体の規約で一定事項が定められていること（地方公務員法第53条第2項）。
- ② 職員団体の重要事項が一定の民主的手続により決定されていること（地方公務員法第53条第3項）。
- ③ 職員団体の構成員が同一地方公共団体の職員（警察職員及び消防職員は除かれる。）のみで組織されていること（地方公務員法第53条第4項）。

登録の効果は、次のとおりである。

- ① 地方公共団体は、登録職員団体からの交渉の申入れについて応諾すべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）。
- ② 法人格取得資格を得ること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号）。
- ③ 在籍専従役員として従事し得ること（地方公務員法第55条の2）。

本委員会が登録している職員団体は、次のとおりである。

職 員 団 体 の 登 錄 状 況

(令和7年3月31日現在)

番 号	区 名	名 称	所 在 地	登 錄 年 月 日	法人の申出受理 年 月 日
1	大 田	大田区 職員労働組合	大田区大森西1-12-1	昭和 44. 1. 13	昭和 44. 1. 13
2	千代田	東京都千代田区 職員労働組合	千代田区九段南1-6-11 区役所内	〃	〃
3	中 央	東京都中央区 職員労働組合	中央区築地1-1-1 区役所内	〃	〃
4	港	東京都港区 職員労働組合	港区芝公園1-5-25 区役所内	〃	〃
5	新 宿	東京都新宿区 職員労働組合	新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所内	〃	〃
6	文 京	東京都文京区 職員労働組合	文京区春日1-16-21 区役所内	〃	〃
7	台 東	東京都台東区 職員労働組合	台東区東上野4-5-6 区役所内	〃	〃
8	墨 田	東京都墨田区 職員労働組合	墨田区吾妻橋1-23-20 区役所内	〃	〃
9	江 東	東京都江東区 職員労働組合	江東区東陽4-11-28 区役所内	〃	〃
10	品 川	東京都品川区 職員労働組合	品川区広町2-1-36 区役所内	〃	〃
11	目 黒	目黒区 職員労働組合	目黒区上目黒2-19-15 区役所内	〃	〃

番号	区名	名称	所在地	登録年月日	法人の申出受理年月日
12	世田谷	世田谷区職員労働組合	世田谷区世田谷4-21-27 区役所内	44. 1. 13	44. 1. 13
13	渋谷	渋谷区職員労働組合	渋谷区宇田川町1-1 区役所内	〃	〃
14	中野	中野区職員労働組合	中野区中野4-8-1 区役所内	〃	〃
15	杉並	東京都杉並区職員労働組合	杉並区阿佐ヶ谷南1-15-1 区役所内	〃	〃
16	豊島	東京都豊島区職員労働組合	豊島区南池袋2-45-1 区役所内	〃	〃
17	北	東京都北区職員労働組合	北区王子本町1-15-22 区役所内	〃	45. 2. 10
18	荒川	東京都荒川区職員労働組合	荒川区荒川2-2-3 区役所内	〃	44. 1. 13
19	板橋	東京都板橋区職員労働組合	板橋区板橋2-66-1 区役所内	〃	〃
20	練馬	練馬区職員労働組合	練馬区豊玉北6-12-1 区役所内	〃	〃
21	足立	東京都足立区職員労働組合	足立区千住1-4-18 区役所内	〃	〃
22	葛飾	東京都職員労働組合葛飾支部	葛飾区立石5-13-1 区役所内	〃	〃
23	江戸川	江戸川区職員労働組合	江戸川区中央1-4-1 区役所内	〃	〃
24	台東	東京都台東区役所職員労働組合	台東区東上野4-5-6 区役所内	47. 11. 18	47. 11. 18
25	豊島	豊島区教職員組合	豊島区南池袋2-40-15	53. 2. 22	53. 2. 22
26	江東	東京都教職員組合	江東区扇橋1-12-20 江東教育会館内	55. 1. 17	55. 1. 17
27	墨田	墨田区教職員組合	墨田区太平1-30-11 松本ビル1階	57. 2. 18	57. 2. 18
28	北	全北区職員連絡協議会	北区王子本町1-15-22 区役所内	57. 3. 5	57. 3. 5
29	北	東京都北区職員団体評議会	北区王子本町1-15-22 区役所内	57. 6. 11	57. 6. 11
30	北	北区教職員組合	北区西ヶ原2-24-8 北区教育会館内	57. 7. 2	57. 7. 2
31	足立	東京都教職員組合足立支部	足立区中央本町1-5-1 足立区教育会館	57. 12. 14	57. 12. 14
32	世田谷	世田谷区教職員組合	世田谷区世田谷1-41-12	58. 1. 18	58. 1. 18
33	杉並	杉並区教職員組合	杉並区桃井2-3-5	59. 6. 18	59. 6. 18
34	葛飾	葛飾区教職員組合	葛飾区立石6-3-1	平成元. 12. 1	平成元. 12. 1
35	江戸川	江戸川区教職員組合	江戸川区中央3-7-11-102 江戸川区平和運動センター内	2. 11. 6	2. 11. 6

番号	区名	名称	所在地	登録年月日	法人の申出受理年月日
3 6	渋谷	渋谷区教職員組合	渋谷区笹塚3-10-1 渋谷区立笹塚中学校内	6. 1.10	6. 1.10
3 7	江戸川	東京都教職員組合 江戸川支部	江戸川区松本1-32-8 江戸川教育会館内	6. 7.21	6. 7.21
3 8	大田	東京都教職員組合 大田支部	大田区蒲田5-36-2 相互蒲田ビル802・803号室	6. 11.25	6. 11.25
3 9	世田谷	東京都教職員組合 世田谷支部	世田谷区若林4-30-10 岡元ビル内	7. 6. 6	7. 6. 6
4 0	豊島	豊島区職員労働組合 (ネットワーク豊島)	豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所内	8. 6.25	_____
4 1	江東	江東区公立学校 教職員組合	江東区南砂2-13-18 第四砂町小学校内	8. 8.13	8. 8.13
4 2	清掃一組	東京清掃労働組合 墨田清掃工場支部	墨田区東墨田1-10-23 墨田清掃工場内	13. 12.26	_____
4 3	新宿	新宿区学校事務 職員評議会	さいたま市見沼区東大宮 7-4-23	14. 1.17	_____
4 4	墨田	墨田区職員労働組合 「連帶墨田」	墨田区吾妻橋1-23-20 墨田区役所内	14. 7.19	_____
4 5	清掃一組	東京清掃労働組合 有明工場支部	江東区有明2-3-10 有明清掃工場内	14. 12.17	_____
4 6	北	東京清掃労働組合 北支部	北区豊島8-4-3 北区清掃事務所内	14. 12.24	_____
4 7	葛飾	東京都教職員組合 葛飾支部	葛飾区立石1-7-12 葛飾教育会館内	16. 7.28	16. 7.28
4 8	杉並	自治体労働者組合 ・杉並	杉並区西荻南3-5-20	17. 9. 1	_____
4 9	大田	東京清掃労働組合 調布支部	大田区田園調布本町32-12 大田区調布清掃事務所内	18. 3.15	_____
5 0	練馬	東京都教職員組合 練馬支部	練馬区豊玉中3-23-20	18. 8.22	18. 8.22
5 1	清掃一組	東京清掃労働組合 一部事務組合総支部	千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館内	18. 9.28	_____
5 2	中野	東京都教職員組合 中野支部	中野区東中野5-27-22 中野区教職員互助会研究室内	20. 10.31	20. 10.31
5 3	中野	中野区一般職 非常勤・臨時・ 任期付職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	29. 3.22	_____
5 4	豊島	公共一般豊島区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	令和 2. 3. 27	_____
5 5	杉並	公共一般杉並区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2. 4. 24	_____

番号	区名	名称	所在地	登録年月日	法人の申出受理年月日
56	大田	公共一般大田区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	"	_____
57	板橋	公共一般板橋区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.4.30	_____
58	台東	公共一般台東区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	"	_____
59	中央	公共一般中央区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.7	_____
60	江東	地方公共団体 一般職非常勤等 職員労働組合江東	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.5.28	_____
61	練馬	公共一般練馬区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.6.18	_____
62	墨田	公共一般墨田区 会計年度任用職員 労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.7.17	_____
63	品川	公共一般品川区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	"	_____
64	足立	公共一般足立区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	2.8.7	_____
65	板橋	連帶労働者組合 板橋区パート	板橋区板橋2-44-10-203 連帶労働者組合事務所内	2.8.12	_____
66	練馬	練馬区立図書館 専門員労働組合	練馬区光が丘4-1-5 練馬区光が丘図書館	2.9.9	_____
67	文京	公共一般文京区 一般職臨時・ 非常勤職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合 事務所内	3.1.27	_____

番号	区名	名称	所在地	登録年月日	法人の申出受理年月日
68	世田谷	公共一般世田谷区会計年度任用職員労働組合	豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階 東京公務公共一般労働組合事務所内	3.2.17	_____

II 職員団体等に対する規約の認証

昭和53年9月8日、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）が施行され、現行の国家公務員法及び地方公務員法においては登録が受けられず、法人格を取得できない職員団体が、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づき規約の認証を受け登記することにより、法人格が付与されることとなり、人事委員会（又は公平委員会）が同法の規定する認証機関としての事務を行うこととなった。

なお、これまで本委員会が同法に基づき規約の認証をした事例はない。

III 管理職員等の範囲の決定

管理職員等とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等の範囲は、人事委員会規則（又は公平委員会規則）で定めることとされている（地方公務員法第52条第3項ただし書及び第4項）。

管理職員等の範囲は、本来、各地方公共団体における法令その他のによる職制及び権限分配の実態に基づき、客観的に定まるものであるが、ときに労使間に紛議を生じることもあり得るので、公平・中立な第三者機関である人事委員会（又は公平委員会）があらかじめ、これを確認し、規則で定めることとしたものである。

第5章 公平審査等の事務

現行法における公務員制度は、行政の民主的、かつ、能率的な運営を図るために、職員が全力をあげて職務に専念できるよう、給与、勤務条件その他身分取扱上の諸権利を職員に保障している。

公平審査事務は、職員から保障の請求があった場合に人事委員会（又は公平委員会）が審査するもので、準司法的機能に係る事務である。

公平審査事務には、地方公務員法第8条第1項第9号による勤務条件に関する措置要求の審査に関する事務と同項第10号による不利益処分に関する審査請求の審査に関する事務がある。

I 勤務条件に関する措置要求の審査

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会（又は公平委員会）に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

勤務条件に関する措置要求があったとき、人事委員会（又は公平委員会）は、事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、自己の権限に属する事項については自ら実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対し、必要な勧告をしなければならない（地方公務員法第47条）。

この制度は、職員の労働基本権が制約されることに対する代償措置として認められたものであり、職員の権利利益を確保し、その勤務条件の適正化を図ることを目的としている。

令和2年度から令和6年度までの本委員会における措置要求事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 措置要求に関する件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度までの未処理件数	0	2	5	3	7
要求件数（新規）	1	4	2	5	7
処理件数	0	1	4	1	4
未処理件数	1	5	3	7	10

*令和2年度の「未処理件数」と令和3年度の「前年度までの未処理件数」は、判定取消請求事件判断による判定の一部取消があつたため、一致しない。

(2) 完結した事案の内容（令和6年度）

番号	事件番号	要求内容	判定年月日
1	令和4年（行）第2号	顔認証選択制の導入等に関する行政措置要求	却下 6.11.27
2	令和6年（行）第2号	障害事由に配慮した人事異動等を求める行政措置要求	取下げ 6.12.9
3	令和6年（行）第1号	超過勤務制限請求に対する適切な措置を求める行政措置要求	認容 7.1.23
4	—	他局への異動を求める行政措置要求	取下げ 7.2.7

II 不利益処分に関する審査請求の審査

懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた職員は、人事委員会（又は公平委員会）に対してのみ審査請求をすることができる（地方公務員法第49条の2第1項）。

不利益処分に関する審査請求を受理したとき、人事委員会（又は公平委員会）は、直ちにその事案を審査し、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、及び必要がある場合においては、任命権者に職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならない（地方公務員法第50条）。

この制度は、職員の身分保障を実質的に担保するものとして認められたものであり、職員が違法又は不当な処分を受けた場合にその取消しを求める事後救済の制度である。

令和2年度から令和6年度までの本委員会における審査請求事案の処理状況は、次のとおりである。

(1) 審査請求に関する件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度までの未処理件数	281	271	272	270	269
請求件数（新規）	1	7	1	3	5
処理件数	11	6	3	4	2
未処理件数	271	272	270	269	272

※ 令和5年度の未処理件数のうち264件は職員団体の違法な活動を理由とする大量処分に対する審査請求等で当事者の都合等によりその審理が困難な事案であり、これらの事案については、関係職員団体等と話し合うなどして審査終了等の手続を進めている。

(2) 完結した事案の内容（令和6年度）

番号	事案番号	請求内容	裁決年月日
1	令和6年（不）第1号	分限免職処分取消請求事案	受理前却下 6.5.23
2	令和6年（不）第3号	分限休職処分取消請求事案	処分取消 7.3.25

III その他の事務

1 苦情処理

職員は、人事委員会（又は公平委員会）に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情相談を行うことができる（地方公務員法第8条第1項第11号）。

令和2年度から令和6年度までに本委員会が受けた相談件数は、次のとおりである。

苦情相談に関する件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度までの未処理件数	6	17	4	19	14
相談件数（新規）	57	49	40	47	68
処理件数	46	62	25	52	66
未処理件数	17	4	19	14	16

2 学校医等の公務災害補償の審査

特別区立学校の学校医等の公務上の災害等について、その認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する審査の請求があったときは、人事委員会（又は公平委員会）は、事案を審査し、裁定を行う（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条等）。

なお、これまで本委員会が学校医等の公務災害補償の審査をした事例はない。

3 退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する調査審議

各区の職員の退職手当に関する条例により、退職した者や遺族等に対する退職手当の支給制限・返納命令については、手続の適正や権利保護を図る必要性が特に高いため、人事委員会への諮問が必要とされている。

各区から退職手当支給制限等の処分に関する諮問を受けたとき、本委員会は、同諮問について調査審議し、答申する。

令和2年度から令和6年度までに本委員会が受けた諮問件数は、次のとおりである。

退職手当支給制限等の処分に係る諮問に関する件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前年度までの未処理件数	0	0	0	0	0
諮問件数（新規）	1	1	0	0	1
処理件数	1	0	1	0	0
未処理件数	0	1	0	0	1

4 退職管理の適正の確保

離職後に営利企業等に再就職した元職員（再就職者）は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該地方公共団体等と当該営利企業等又はその子法人との間の契約等事務（離職前5年間の職務に属するもの）に関し、離職後2年間、職務上の行為についての要求、依頼が禁止されている（地方公務員法第38条の2）。

この再就職者による依頼等の規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施することになるが、その際、人事委員会（又は公平委員会）は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する（地方公務員法第38条の3～第38条の5）。

第6章 給与関係事務

人事委員会の権限の一つとして、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することが、地方公務員法に定められている。本委員会は、特別区職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査をもとに職員の給与等に関する報告及び勧告を行っている。また、人事行政の専門機関として、職員に関する条例の制定改廃に関して各特別区の議会及び区長に意見の申出等を行っている。

I 令和6年特別区職員給与等実態調査の結果

特別区職員給与等実態調査は、各特別区における「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「学校教育職員の給与に関する条例」又は「中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の適用を受ける職員の給与等の実態を把握し、任用・給与制度の研究や職員の給与勧告に必要な基礎資料を得るため、各特別区の任命権者に依頼し、毎年実施している。

本調査は4月1日を調査基準日としており、基準日在職している職員を対象としているが、休職者や育児休業中の職員等は除かれる。

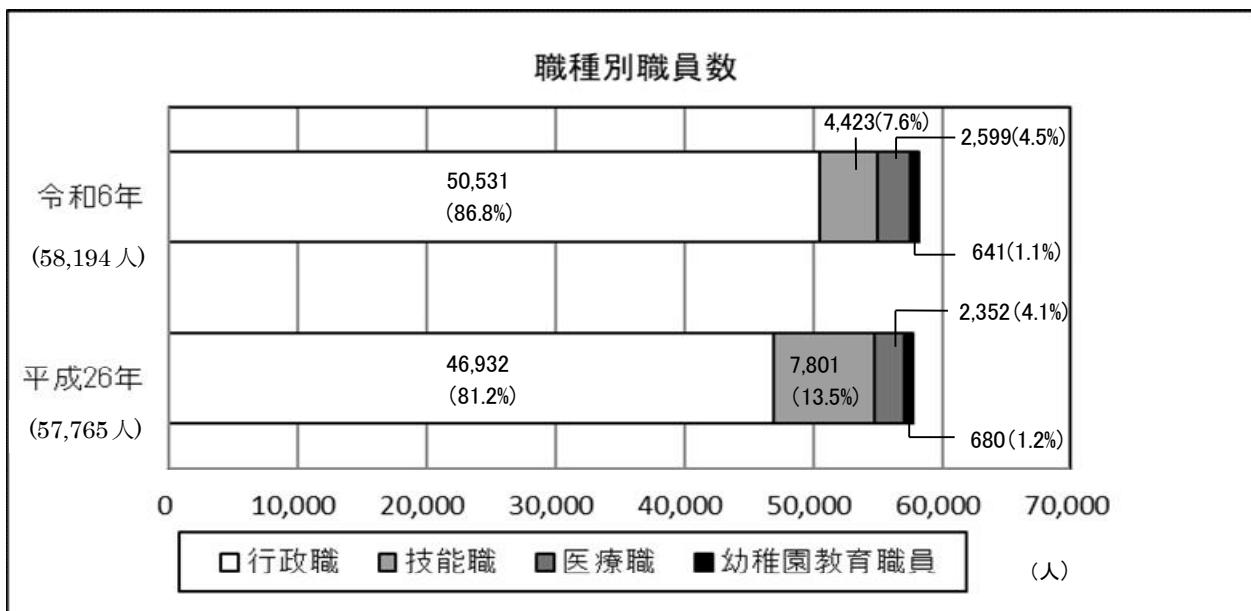
1 在職状況

(1) 職員数

令和6年4月1日在職する職員は58,194人となっており、前年に比べ1,813人増えている。

職種別の職員数及び構成比は、行政職が50,531人(86.8%)で最も多く、以下、技能職が4,423人(7.6%)、医療職が2,599人(4.5%)、幼稚園教育職員が641人(1.1%)である。

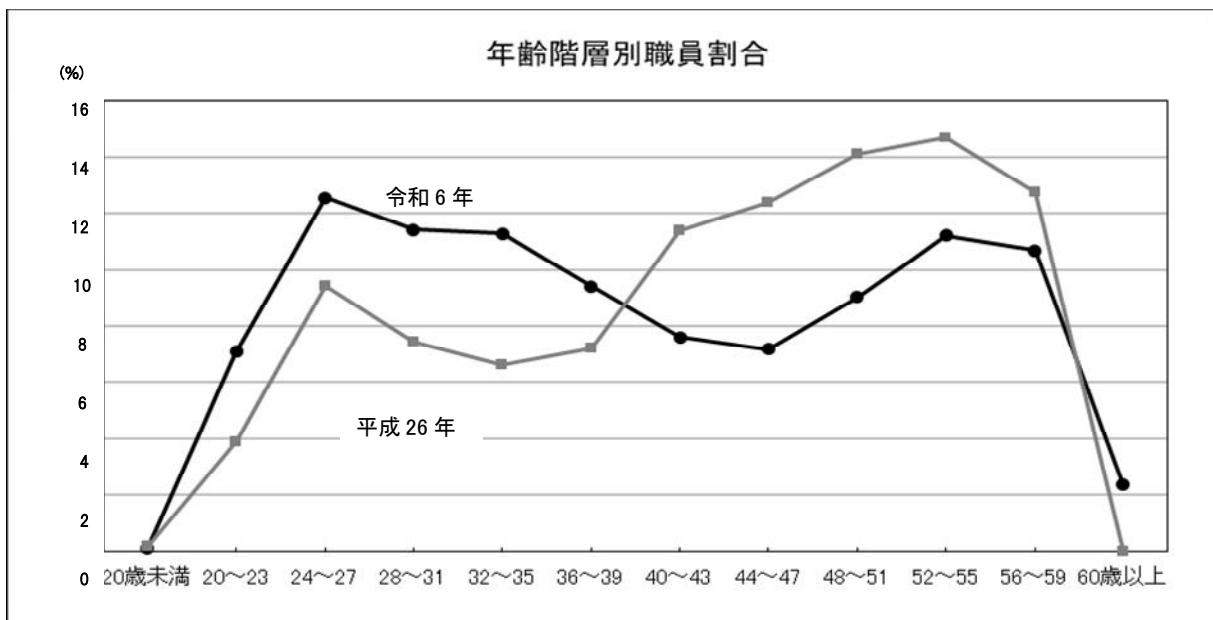
また、職種ごとの職員数を10年前の平成26年と比較すると、行政職が3,599人、医療職が247人増加し、技能職は3,378人、幼稚園教育職員は39人減少している。



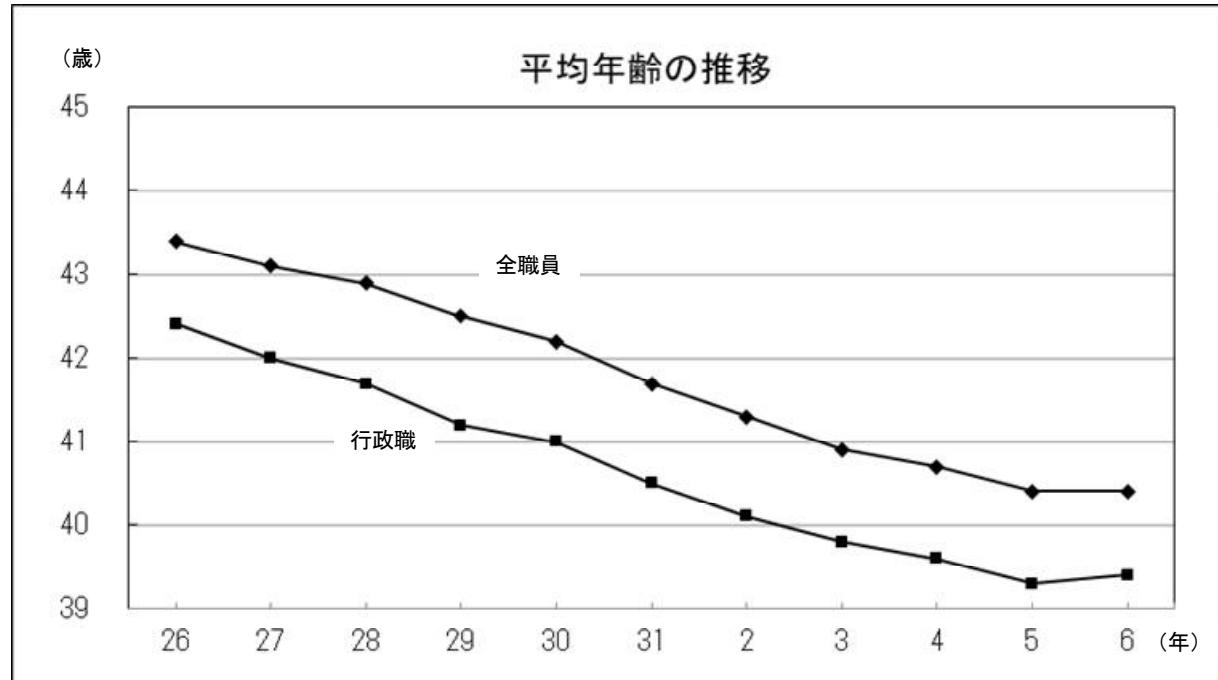
(注) 「行政職」は事務・一般技術・福祉系職員、「技能職」は技能・業務系職員、「医療職」は医療技術系職員を示す。

(2) 年齢構成

年齢階層別の職員構成を 10 年前の平成 26 年と比較すると、40 歳台前半以降の職員割合が減少する一方で、30 歳台前半までの職員割合が大幅に増加している。



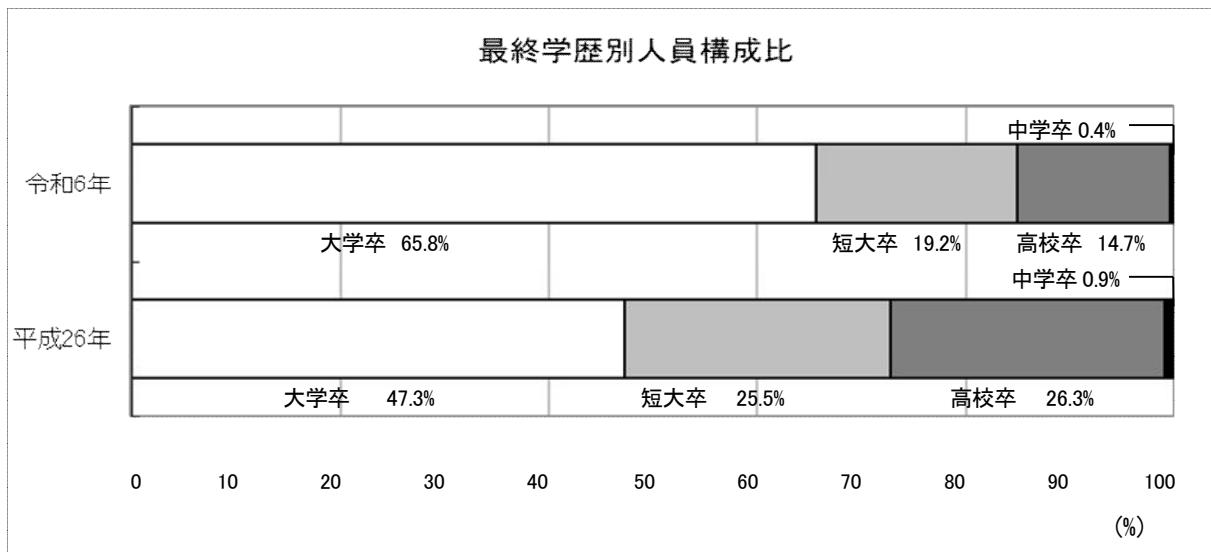
また、平均年齢は全職員で 40.4 歳（前年比増減無し）、行政職では 39.4 歳（前年比 0.1 歳）である。



(3) 学歴構成

職員の最終学歴別構成は、全職員でみると、大学卒が 65.8%、短大卒が 19.2%、高校卒が 14.7%、中学卒が 0.4%である。

また、10 年前の平成 26 年と比較すると、大学卒の職員割合が増加している一方で、短大卒、高校卒及び中学卒の職員割合が減少している。



※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、計は必ずしも 100.0 とならない場合がある。

2 職員の給与

(1) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は 372,339 円で、前年に比べ 58 円減であった。

(単位：円、歳)

	計	平均給与月額					平均年齢
		給料月額	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	
全 職 員	372,339 (372,397)	298,246 (298,252)	4,538 (4,710)	61,310 (61,315)	3,847 (3,709)	4,397 (4,412)	40.4 (40.4)
行 政 職	372,112	297,961	4,463	61,268	3,982	4,439	39.4
技 能 職	362,257	294,116	6,673	60,103	—	1,365	52.1
医療職（一）	908,561	488,548	5,848	119,585	103,527	191,051	53.1
医療職（二）	387,698	317,107	2,830	64,203	1,076	2,482	44.6
医療職（三）	364,327	295,406	2,782	60,047	2,048	4,044	40.8
幼稚園教育職員	417,189	323,129	2,510	68,611	17,415	5,524	37.0

(注) 1 () は、令和 5 年の調査結果である。

2 医療職（一）は医師・歯科医師、医療職（二）は栄養士・検査技術等、医療職（三）は保健師・看護師等が該当する。

3 「その他」は、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当の計である。

4 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

(2) 扶養手当

扶養手当は、全職員の 27.9%にあたる 16,209 人が受給している。

平均支給月額は、全職員 1 人当たりの平均で 4,538 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 16,293 円である。

(単位：人、%)

区分	人員	割合
支給されている職員	16,209	27.9
うち、配偶者を扶養している職員（6,000 円支給）	5,372	9.2
うち、子を扶養している職員（9,000 円支給）	13,507	23.2
うち、父母等を扶養している職員（6,000 円支給）	858	1.5
うち、特定期間にある子を扶養している職員 (子一人につき 4,000 円加算)	5,240	9.0
支給されていない職員	41,985	72.1
計	58,194	100.0

(注) 1 表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。

2 「支給されている職員」の各区分の該当職員数は、重複している場合がある。

3 「特定期間」は、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの期間を指す。

(3) 住居手当

住居手当は、全職員の 27.0%にあたる 15,687 人が受給している。

平均支給月額は、全職員 1 人当たりの平均で 4,178 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 15,498 円である。

(単位：人、%)

区分		人員	割合
支給されている職員		15,687	27.0
下記以外世帯主	～27歳	27,000円	3,864
	28歳～32歳	17,600円	4,372
	33歳～	8,300円	7,451
単身赴任手当を支給されている世帯主	～27歳	40,500円	0
	28歳～32歳	26,400円	0
	33歳～	12,400円	0
	～27歳	13,500円	0
	28歳～32歳	8,800円	0
	33歳～	4,100円	0
支給されていない職員		42,507	73.0
公舎等入居者		609	1.0
その他		41,898	72.0
計		58,194	100.0

- (注)
- 1 支給対象は、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額 27,000 円以上の家賃を支払っている職員である。
 - 2 年齢は、年度末年齢である。
 - 3 金額は、手当の支給額である。
 - 4 表中の割合は、全職員に対する各支給区分の職員数の割合を示す。

(4) 通勤手当

通勤手当は、全職員の 88.8%にあたる 51,700 人が受給している。

平均手当月額は、全職員 1 人当たりの平均で 10,758 円、支給されている職員 1 人当たりの平均は 12,109 円である。

(単位：人、%)

区分	人員	割合
支給されている職員	51,700	88.8
交通機関のみの利用者	36,503	62.7
交通用具のみの使用者	8,616	14.8
交通機関及び交通用具の併用者	6,581	11.3
支給されていない職員	6,494	11.2
計	58,194	100.0

3 超過勤務等の状況

全職員の超過勤務等の月当たりの平均時間数は、10.5 時間であった。行政職の 10.8 時間が最も多く、医療職（一）の 2.6 時間が最も少ない。

(単位：人、時間)

対象人員	超過勤務等の月当たり平均時間数
全職員	10.5
行政職	10.8
技能職	8.3
医療職（一）	2.6
医療職（二）	6.9
医療職（三）	8.0

(注) 1 「超過勤務等の月当たり平均時間数」は、令和 5 年中の超過勤務及び休日勤務の実績を 1 か月当たりの平均にしたものである。

2 令和 6 年 4 月分給与において管理職手当の支給を受けた職員及び令和 5 年 12 月 1 日以降に採用された職員は、集計の対象から除外した。

II 令和6年職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査とは、特別区職員の給与を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として、公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与等を調査するものである。

今回の調査では、特別区内の企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の民間事業所10,020事業所（母集団事業所）から、無作為に抽出された1,112事業所を調査した。

1 初任給

新規学卒者の採用を行った企業の割合は、大学卒73.7%、高校卒25.0%であった。

そのうち、初任給を増額した事業所は、大学卒62.8%、高校卒67.1%であった。

(単位：%)

		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	令和6年	73.7	(62.8)	(36.6)	(0.6)	26.3
	令和5年	71.0	(55.8)	(44.0)	(0.2)	29.0
高校卒	令和6年	25.0	(67.1)	(31.1)	(1.8)	75.0
	令和5年	23.8	(62.9)	(36.0)	(1.1)	76.2

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

3 () 内は、新規学卒者を採用した企業の事業所数を100とした割合である。

事務員・技術者の平均初任給月額は、採用の有無に関わらず初任給が決まっている事業所について調査したところ、以下のとおりであった。

(単位：円)

		令和6年	令和5年	増減
大学卒		232,181	223,498	8,683
	事務員	232,667	223,546	9,121
	技術者	231,077	223,382	7,695
高校卒		196,128	187,698	8,430
	事務員	188,218	186,424	1,794
	技術者	200,599	188,309	12,290

2 役職別の平均給与額

職種別の給与では、事務・技術の課長や係長等の公務と民間に共通している54の職種について、調査日現在において支払済の4月分の給与額（通勤手当、時間外手当額を除いた所定内給与）等を個人別に調査した。

そのうち、代表的な職種である事務・技術について集計した結果は、以下のとおりである。

(単位：歳、円、%)

	平均年齢			平均給与額			
	令和6年	令和5年	増減	令和6年	令和5年	増減額	増減率
支店長／工場長	52.7	52.3	0.4	889,000	874,438	14,562	1.7
部長	51.5	51.3	0.2	800,945	765,760	35,185	4.6
部次長	50.6	51.6	△ 1.0	730,970	678,349	52,621	7.8
課長	46.9	48.1	△ 1.2	669,452	656,332	13,120	2.0
課長代理	44.5	44.1	0.4	595,007	557,088	37,919	6.8
係長	43.3	43.4	△ 0.1	491,505	511,236	△ 19,731	△ 3.9
主任	37.5	40.1	△ 2.6	423,909	437,724	△ 13,815	△ 3.2
係員	35.1	35.0	0.1	380,742	361,722	19,020	5.3

3 賞与等

特別給については、事業所単位で過去1年間に支給された賞与等の特別給と月例給与の支給総額を調査し、平均支給額及び平均支給割合を算出した。

民間における特別給の支給状況

	平均支給額	平均支給割合
令和6年	2,097,954円 (9.01%)	4.87月分 (0.23月分)
令和5年	1,924,598円	4.64月分

(注) 1 平均支給額は、前年8月から当年7月までの合計額である。

2 () 内は対前年増減を示す。

また、冬季賞与については、一定率(額)分と考課査定分の配分状況の調査を行った。

考課査定分が賞与全体に占める割合は、課長級が51.7%、係員が47.9%であった。

賞与の配分状況

(単位：%)

	課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
令和6年	48.3	51.7	52.1	47.9
令和5年	45.2	54.8	48.4	51.6

4 給与の改定状況

ベースアップについては、実施した事業所の割合が、係員では 49.8%、課長級では 45.8% であった。また、慣行なしの事業所の割合は、係員では 47.8%、課長級では 51.6% であった。

ベース改定の状況

(単位：%)

		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	令和6年	49.8	1.7	0.7	47.8
	令和5年	46.2	5.2	0.4	48.2
課長級	令和6年	45.8	2.1	0.5	51.6
	令和5年	40.8	5.5	0.0	53.7

定期昇給については、実施した事業所の割合が、係員では 83.4%、課長級では 76.4% であった。昇給額については、昨年より増額した事業所の割合が、係員では 35.8%、課長級では 31.2% であった。

定期昇給の状況

(単位：%)

		定期昇給制度あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度なし
			増額	減額	変化なし			
係 員	令和6年	83.9	83.4	35.8	4.5	43.1	0.5	16.1
	令和5年	82.0	82.0	37.5	1.7	42.8	0.0	18.0
課長級	令和6年	76.9	76.4	31.2	4.9	40.3	0.5	23.1
	令和5年	75.1	74.8	31.9	1.0	41.9	0.3	24.9

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

III 令和6年職員の給与等に関する報告及び勧告

給与勧告は、公務員が民間企業の勤労者とは異なり、争議権などの憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を果たしている。本委員会は、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させること（民間準拠）を基本に給与勧告を行っている。

本委員会は、令和6年10月9日、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

〔本年のポイント〕

月例給・特別給ともに3年連続引上げ

- 公民較差：11,029円（2.89%）
- 月例給：初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】I類：23,800円増 III類：23,900円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を0.2月引上げ
(現行4.65月→4.85月) 期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約26万7千円の増（公民比較対象職員）
- 扶養手当：配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和6年4月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
58,194人	32,441人	382,163円	38.8歳

2 民間給与実態調査の内容（令和6年4月）

区分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,112民間事業所を調査（調査完了677事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
393,192円	382,163円	11,029円（2.89%）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.87月分	4.65月	0.22月

4 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円（2.89%）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は10,268円である。

5 差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年4月1日時点の864人に対し、本年4月1日時点で627人、減少数は237人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の16人で約7%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
I類	196,200円	220,000円	23,800円
III類	158,100円	182,000円	23,900円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.2月引上げ
(現行4.65月→4.85月)
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和6年4月1日 特別給：条例の公布の日

(参考1) 公民較差解消による配分

給料	諸手当	はね返り	計
9,191円	0円	1,838円	11,029円

(参考2) 公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,425千円	約6,691千円	約267千円

III 扶養手当について

国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、区の状況に応じた見直しを図ることが適当である。

1 改正内容

- ・配偶者又はパートナーシップ関係の相手方（以下「配偶者等」という。）に係る手当を廃止し、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引上げ
(配偶者等：6,000円→廃止、子：9,000円→10,500円)

2 実施時期

- ・令和7年4月1日
- ・受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

IV 今後の給与制度

国の給与制度のアップデートを踏まえ、特別区の実情、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、見直しに向けて検討が必要である。

人事・給与制度に関する意見

(1) 未来を切り拓く人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none">行政は、地域共生社会の実現や災害対策、DXの推進等、複雑・多様化する行政課題の解決のため、未来を切り拓く人材の確保と育成が急務と言える。
(2) 時代に応じた採用制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">■将来を見据えた人材確保・育成策の検討<ul style="list-style-type: none">・有為な人材の確保と職員の成長支援、研修等の環境整備に重点的に取り組む必要がある。・公務への取組で得られる職員自身の成長実感がやりがいにつながり、組織パフォーマンスの向上に資する。■採用環境を踏まえた採用試験・選考の実施<ul style="list-style-type: none">・試験内容の変更等、採用試験・選考の見直し・検証を継続して取り組んでいく。・令和7年には、SPIを活用した新たな試験方法を追加し、I類採用試験で実施を予定している。■採用PR等の戦略的な展開<ul style="list-style-type: none">・有為な人材の確保には、公務の魅力を広く発信することが肝要であり、PR活動をいかに就職・転職活動中の者へ届けるかが重要である。・就職活動前の学生も対象とした職場体験の機会の提供は、公務の魅力への理解を深めることができるため、積極的な取組が求められる。・内定後から採用までの間、特別区で働く意欲を向上させる取組が重要である。■障害者の雇用促進<ul style="list-style-type: none">・障害者のキャリア形成の支援により障害者雇用の質の向上が求められている。■専門人材の活用<ul style="list-style-type: none">・自治体DXの推進に向けた課題と必要なスキルを見極め、職員の得意分野を活かした適切な人材管理を行うことが肝要である。・行政需要の高度化やDX推進の必要性の高まりに伴い、特定任期付職員の活用を早急に検討する必要がある。
(3) 人材の育成	<ul style="list-style-type: none">■人事評価制度の適切な運用<ul style="list-style-type: none">・管理職への本人開示制度の整備及び評価者研修の確実な実施が必要である。・職務に求められる能力を可視化し、職員がその達成度を認識することで自身の成長を実感できる環境づくりが必要である。・評価者による定期的な面談と職員の多様な能力を踏まえた指導・助言を行うことが肝要である。■若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成<ul style="list-style-type: none">・従来の研修やOJTの充実に加え、キャリア形成支援に係る取組やきめ細かい人事上の対応を図るなど、これまでとは異なる視点による人材育成の推進が必要である。・主任職昇任選考に対する試験制度の工夫や適切な合格者数の管理が重要である。■管理職を担う者的人材育成<ul style="list-style-type: none">・管理職を担うべき人材を早い段階から育成することが必要である。・様々なスキルを有する職員をマネジメントする能力を身に付ける研修を行い、管理職を担う人材を積極的に確保していくなければならない。

	<p>■女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方が多様化する中で、それぞれの職員に対して適正に評価することにより、適切な人材育成と積極的な登用を図る必要がある。 ・昇任選考受験に対する支援や昇任への不安解消に向けたサポート体制を整備することが重要である。 <p>■時代に適応した組織マネジメントの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事施策を戦略的に行うためには、管理職員のマネジメント能力だけに頼らない人材マネジメント体制を構築する必要がある。 ・職員の成長を最大限引き出すため、職員の働き方や個人の価値観の多様化等に適応した組織マネジメントを確立することが求められる。 <p>■高年齢層職員の能力及び経験の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢層職員が早い段階から高齢期の働き方のイメージを持ち、これまで培ってきた知識経験を存分に活かすことができる環境を整えることが必要である。
--	---

勤務環境の整備等に関する意見

(1) 誰もが活躍できる勤務環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様で柔軟な働き方の重要性の見直しや人材確保競争の激化が進み、特別区においても限られた人的資源を最大限活かすことが必要である。 ・全ての人が柔軟に働き活躍できる職場環境の整備は、職員がやりがいや意欲を高めキャリア形成や成長実感を得ながら自己実現していくことや、仕事の質と組織全体の効率性・生産性を向上させることにつながる。 ・多様で柔軟な勤務環境の整備には、組織マネジメント及び制度を活用できる職場風土の構築が重要である。 <p>■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり (勤務環境の制度・整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークは多様な働き方やワーク・ライフ・バランスという観点だけではなく、事業継続や業務効率等の観点からも導入と活用が必要である。 ・フレックスタイム制導入の検討が引き続き必要である。 ・定年引上げに伴い、高年齢層職員の多様な働き方のニーズに応えるため、勤務環境の整備が重要である。 ・働き方の選択肢を広げるとともに、職場に適した制度の活用ができる職場風土の構築が必要である。 <p>(仕事と生活の両立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得率等が向上しており、各区の取組が進んでいる。 ・性別や職層に関係なく仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、男性の育児休業の長期化、代替措置の充実や復帰後支援等の取組を図ることが必要である。 <p>■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり (長時間労働のは是正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、DX推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。 ・教職員の長時間労働是正に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。 <p>(年次有給休暇の取得促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職の年次有給休暇の取得促進は、休みやすい勤務環境づくりを推進する上でも有効である。 ・時間単位休暇を除いた年5日以上の取得ができるように配慮することは、職員の健康を確保する上でも重要である。 <p>(メンタルヘルス対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であるため、対応力を向上させる研修の定期的・計画的な実施が必要である。 ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。 <p>(ゼロ・ハラスメント対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・根絶の第一歩は正しい知識と理解にあり、全職員の定期的な研修受講が必要である。
---------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充が必要である。 ・国・東京都等の動向を適時に捉えた、カスタマー・ハラスメント防止に向けた積極的な取組を推進する必要がある。
(2) 区民からの信頼の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス意識の醸成・向上等を目的とする研修を定期的・継続的に実施する必要がある。 ・職員からの通報制度の整備への積極的な取組が望まれる。

特定任期付職員採用制度についての意見の申出

- ・特定任期付職員採用制度を導入する場合において、給料表及び期末手当・勤勉手当等の取扱いについて意見を申し出る。

IV 「職員に関する条例」等の制定改廃等

1 各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容

令和6年度における各特別区の「職員に関する条例」等の主な改正内容は次のとおりである。

(1) 給与改定に係る規定整備

ア 給料表の改定

公民比較の結果、職員の給与が民間従業員の給与を11,029円（2.89%）下回っていたことから、この較差を解消するため、月例給の引上げを行うこととし、給料表の改定が行われた。人材確保の観点、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給と若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で1,000円以上の引上げを行った。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）の改正

民間の支給割合を勘案し、年間支給月数を0.2月引き上げ、4.85月とした。引上げ分については、民間の考課査定分の配分状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当へ均等に配分した。

(2) 扶養手当の見直しに基づく規定整備

扶養手当について、令和7年度から配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げる規定整備を行った。なお、令和7年度から令和9年度にかけて段階的に実施する（経過措置）。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給するための規定整備

国の給与制度との均衡等を踏まえ、令和7年度から定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給するための規定整備を行った。

2 「職員に関する条例」の制定改廃に伴う意見の申出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づく各区議会からの意見聴取に対して、本委員会が行った意見の申出の状況は、次のとおりである。

(1) 勤務時間条例＜意見聴取＞

条例名					内 容					
2-(1)										
①職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例					①子の看護のための休暇の名称変更の規定整備 ②超過勤務の制限の対象を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に延長する規定整備 ③介護離職防止等のための規定整備〔目黒、渋谷以外〕 ④職員の休憩時間の弾力化（延長）のための規定整備〔品川〕 ⑤配偶者等に係る部分について、「パートナーシップ関係の相手方」等を配偶者等と同等の取扱いとする規定整備〔新宿、北〕 ⑥配偶者同行休業の取得等に伴う任期付の採用及び臨時の任用制度の導入に伴う規定整備〔新宿、渋谷、荒川〕 ⑦妊娠初期休暇から妊娠症状対応休暇へ変更〔豊島〕 ⑧勤務時間申告制度（フレックスタイム制）の導入に関する規定整備〔港〕 ⑨職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔足立〕 ⑩子育て部分休暇の新設〔千代田、新宿以外〕 ⑪文言整理〔文京、大田、北〕					
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	大田	台東	世田谷	北	
年.月.日	7.2.28	6.11.15	7.2.20	7.2.14	7.2.20	6.8.21	6.10.25	7.2.17	7.3.24	
墨田	江東		品川		目黒		大田		世田谷	
7.2.12	6.9.13	7.2.13	6.6.21	7.2.17	6.11.25	7.2.19	6.9.13	7.2.18	7.2.14	
渋谷			中野		杉並		豊島		北	
6.5.30	6.11.25	7.2.20	6.11.25	7.3.5	6.11.13	7.2.17	6.9.13	7.2.7	7.3.13	
荒川			板橋		練馬		足立			
6.8.28	6.11.13	7.1.31	6.11.22	7.2.10	6.11.27	7.2.27	6.9.18	6.12.2	7.2.20	
葛飾		江戸川								
6.11.26	7.2.25	7.2.12								

(2) 育児休業条例＜意見聴取＞

条例名					内 容				
2-(2)-1									
職員の育児休業等に関する条例					①(育児)部分休業や介護時間取得する場合に高齢者部分休業との取得時間に関する調整規定を設けるための規定整備〔荒川、練馬〕 ②(育児)部分休業を取得する場合に子育て部分休暇との取得時間に関する調整規定を設けるための規定整備				
区名	中央	港	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田
年.月.日	6.11.15	7.2.14	6.10.25	7.3.24	7.2.12	6.9.13	6.6.21	6.11.25	6.9.13

世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川		板橋	練馬
7. 2. 14	6. 11. 25	6. 11. 25	6. 11. 13	6. 9. 13	7. 3. 13	6. 8. 28	6. 11. 13	6. 11. 22	6. 11. 27
足立	葛飾	江戸川							
6. 12. 2	6. 11. 26	7. 2. 12							

(3) 給与条例<意見聴取>

条例名	内 容
2-(3)-1	<p>①職員の給与に関する条例 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>①人事委員会勧告に基づく給料表の改定 ②期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ③扶養手当の見直しに基づく規定整備 ④初任給調整手当の見直しに伴う規定整備 ⑤定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当を支給するための規定整備〔杉並以外〕 ⑥定年前再任用短時間勤務職員等に寒冷地手当を支給するための規定整備〔台東〕 ⑦国における寒冷地手当制度の改正に準ずる規定整備〔世田谷〕 ⑧寒冷地手当を廃止する規定整備〔中野〕 ⑨条例改正に伴い発生した給与の差額支給日を明記する規定整備〔文京〕 ⑩職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔足立〕 ⑪新たな職務の級（7級）の設置に伴う改正〔板橋〕 ⑫職種又は職の分類により難い会計年度任用職員の報酬の額を改正する規定整備〔港、豊島、練馬〕 ⑬文言整理</p>

区名	千代田		中央			港			新宿	
年.月.日	6. 11. 28	7. 2. 28	6. 11. 15	6. 11. 26	7. 2. 27	6. 11. 27	7. 2. 14	7. 2. 19	6. 12. 5	
新宿	文京			台東			墨田			
7. 2. 20	6. 8. 21	6. 11. 27	7. 1. 27	7. 2. 17	6. 12. 2	7. 2. 3	7. 3. 24	6. 11. 28	7. 1. 28	
墨田	江東		品川		目黒			大田		
7. 2. 12	6. 11. 26	7. 2. 18	6. 11. 25	7. 2. 17	6. 11. 25	7. 2. 19	7. 2. 21	6. 11. 27	7. 2. 18	
世田谷	渋谷		中野		杉並			豊島		
6. 11. 26	7. 2. 18	6. 11. 25	7. 2. 20	6. 11. 27	7. 3. 5	6. 11. 28	7. 2. 17	7. 3. 4	6. 11. 27	
豊島	北			荒川			板橋			
7. 2. 7	7. 2. 10	6. 11. 21	6. 12. 3	7. 3. 13	6. 11. 25	7. 1. 31	7. 2. 10	6. 11. 26	7. 2. 10	
板橋	練馬			足立			葛飾			
7. 2. 12	7. 3. 14	6. 11. 27	7. 2. 3	7. 2. 27	6. 9. 18	6. 12. 2	7. 2. 20	6. 11. 26	7. 2. 25	
江戸川										
6. 11. 26	7. 2. 12									

(4) 公益的法人派遣条例<意見聴取>

条例名	内 容
2-(4)-1	
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	<p>①派遣先団体の名称変更〔墨田〕 ②派遣可能団体の追加</p>

区名	墨田	江東	目黒	渋谷	江戸川	
年.月.日	7.1.28	7.2.18	7.2.19	7.2.20	6.6.6	

(5) 一般職任期付職員条例<意見聴取>

条例名							内 容
2-(5)-1	一般職の任期付職員の採用に関する条例						
特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備							
区名	千代田	港	新宿	墨田	渋谷	足立	
年.月.日	7.2.28	7.2.14	7.2.20	7.2.12	7.2.20	7.2.20	

(6) 特殊勤務手当条例<意見聴取>

条例名							内 容
2-(6)-1	職員の特殊勤務手当に関する条例						
①支給対象業務の追加〔大田〕 ②文言整理〔新宿〕							
区名	新宿	大田	0	0	0	0	0
年.月.日	7.2.20	7.2.18	0	0	0	0	0

(7) 退職手当条例<意見聴取>

条例名							内 容
2-(7)-1	職員の退職手当に関する条例						
文言整理							
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田
年.月.日	7.2.28	6.11.15	7.2.20	7.2.14	7.2.20	6.11.27	7.1.27
江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	
6.11.22	7.2.13	7.2.17	6.11.25	7.2.19	7.2.18	7.2.14	6.11.25
杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾
7.2.17	7.2.7	6.11.21	7.2.14	7.1.31	7.2.10	7.2.3	7.2.20
							7.2.10
							7.2.12

(8) 旅費条例<意見聴取>

条例名							内 容
2-(8)-1	職員の旅費に関する条例						
①等級別基準職務表の改正に伴う規定整備〔板橋〕 ②国における旅費制度の改正に準ずる規定整備〔品川、板橋以外〕 ③人事委員会の関与に関する規定を削除する規定整備〔品川、板橋以外〕 ④文言整理〔品川〕							
区名	中央	港	墨田	江東	品川	世田谷	荒川
年.月.日	7.2.20	7.2.14	7.2.12	7.2.13	7.2.17	7.2.18	7.2.5
江戸川							7.3.14
7.2.12							7.2.25

(9) 学校教育職員関係<意見聴取>

条例名		内 容							
2-(9)-1									
①学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ②学校教育職員の給与に関する条例 ③学校教育職員の旅費に関する条例		①子育て部分休暇を新設するための規定整備 ②超過勤務の制限の対象を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に延長する規定整備 ③子の看護のための休暇の名称変更の規定整備 ④介護に直面した職員に対する個別の周知・意向確認のための規定整備 ⑤介護に直面する前の早い段階での情報提供の規定整備 ⑥介護離職防止等のための雇用環境整備 ⑦職員の休憩時間の弾力化（延長）の実施について国制度に準ずる場合であると認められる規定整備〔品川〕 ⑧指導教諭の新設に伴う等級別基準職務表の改正〔品川〕 ⑨人事委員会勧告に基づく給料表の改定 ⑩期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ⑪扶養手当の見直しに基づく規定整備〔品川、杉並〕 ⑫定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するための規定整備〔品川、杉並〕 ⑬文言整理							
区名	品川			中野			杉並		
年.月.日	6. 6. 21	6. 11. 25	7. 2. 17	6. 11. 25	6. 11. 27	7. 3. 5	6. 11. 13	6. 11. 28	7. 2. 17
杉並									
7. 3. 4									

(10) その他<意見聴取>

条例名					内 容					
2-(10)-1										
①職員の配偶者同行休業に関する条例 ②職員の高齢者部分休業に関する条例 ③職員のハラスメントの防止等に関する条例 ④人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ⑤職員の退職管理に関する条例 ⑥幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 ⑦外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例 ⑧職員の分限に関する条例 ⑨職員の定年等に関する条例					①配偶者同行休業の取得等に伴う任期付の採用及び臨時の任用制度の導入に伴う規定整備〔新宿、渋谷、荒川〕 ②高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔荒川〕 ③ハラスメントの防止に係る規定整備〔目黒、渋谷〕 ④任命権者が地方公共団体の長に対し報告しなければならない項目に、「退職管理の状況」を追加する規定整備〔品川〕 ⑤新たに職員の退職管理について必要な事項を定める規定整備〔品川〕 ⑥文言整理					
区名	千代田	中央	港	新宿	文京		台東	墨田		
年.月.日	7. 2. 28	6. 11. 15	7. 2. 14	7. 2. 20	6. 8. 21	7. 1. 27	7. 2. 3	7. 1. 28	7. 2. 12	
江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷			中野	杉並	
6. 11. 22	7. 2. 17	7. 2. 19	7. 2. 18	7. 2. 14	6. 5. 30	6. 11. 25	7. 2. 20	7. 3. 5	7. 2. 17	
豊島	北		荒川		板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	
7. 2. 7	6. 11. 21	7. 2. 14	6. 8. 28	7. 1. 31	7. 2. 10	7. 2. 3	7. 2. 10	7. 2. 10	7. 2. 12	

3 条例又は規則に基づく人事委員会の承認等

各特別区における「職員に関する条例」又はこれらに基づく人事委員会規則の適用に際して、あらかじめ人事委員会の承認又は同意を得なければならないとされている事項について、本委員会が承認及び同意をしたものは、次のとおりである。

なお、教育委員会からの申請については、区名の直後に「教」を付した。

(1) 勤務時間規則<承認事項>

規則名	内 容
3-(1)-1 ①職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 ②幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 ③会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 ④会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	①子育て部分休暇を新設するための規定整備〔千代田、新宿、千代田教、新宿教以外〕 ②子の看護のための休暇の取得事由追加等に係る規定整備 ③休憩時間の弾力化（延長）等の規定整備〔荒川、荒川教〕 ④休暇について常勤職員との均衡を図るための規定整備〔千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、杉並、豊島、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川、港教、杉並教〕 ⑤介護離職防止等のための規定整備〔目黒、渋谷、目黒教、渋谷教以外〕 ⑥育児時間について、対象となる子の上限年月を改める等の規定整備〔港、新宿、渋谷、港教、新宿教、渋谷教〕 ⑦介護時間等を取得する場合に、育児時間等との取得時間に関する調整規定を設けるための規定整備〔荒川、練馬、荒川教、練馬教〕 ⑧夏季休暇の取得可能期間を拡大するための規定整備〔千代田、新宿、台東、品川、目黒、渋谷、中野、杉並、荒川、板橋、葛飾、千代田教、新宿教、台東教、墨田教、品川教、目黒教、渋谷教、中野教、杉並教、荒川教、板橋教、葛飾教〕 ⑨病気休暇の取得日数の取扱い等に係る規定整備〔港、新宿、目黒、港教、新宿教、目黒教〕 ⑩妊娠症状対応休暇に改める等の規定整備〔豊島、豊島教〕 ⑪母体保護休暇の取得対象期間を妊娠中全期間とするための規定整備〔豊島、豊島教〕 ⑫災害休暇を取得することができる事由を追加する規定整備〔新宿、新宿教〕 ⑬配偶者にパートナーシップ関係の相手方を含めるための規定整備〔新宿、北、葛飾、新宿教、北教、葛飾教〕 ⑭勤務時間申告制度の導入に関する規定整備（フレックスタイム制）〔港〕 ⑮電算システムによる休暇の申請手続きに関する規定整備〔千代田、台東、目黒、江戸川、目黒教〕 ⑯会計年度任用職員の特別休暇等の付与にあたり任期や勤務日数等の要件を加える〔千代田〕 ⑰文言整理〔中央、港、新宿、台東、墨田、江東、品川、世田谷、渋谷、中野、杉並、北、荒川、板橋、

					練馬、足立、江戸川、中央教、港教、新宿教、文京教、墨田教、江東教、品川教、世田谷教、渋谷教、中野教、杉並教、北教、板橋教、練馬教、江戸川教】 ⑯様式変更〔新宿、江東、中野、新宿教〕				
区名	千代田		中央		港		新宿	文京	台東
年.月.日	6.5.21	7.3.27	6.12.3	7.3.28	7.1.10	7.3.24	7.3.26	7.3.31	6.7.4
台東	墨田	江東			品川			目黒	
7.3.24	7.3.28	6.10.23	6.11.28	7.3.14	6.7.31	7.2.28	7.3.27	6.5.20	7.3.12
大田	世田谷	渋谷			中野			杉並	
6.11.28	7.3.6	7.3.4	6.5.9	6.12.17	7.3.14	6.12.24	7.3.28	6.5.16	6.12.11
杉並	豊島	北	荒川			板橋		練馬	
7.3.24	7.3.17	7.3.25	6.5.14	6.12.3	7.2.5	7.3.18	6.12.19	7.3.28	7.3.17
足立	葛飾			江戸川	千代田教			中央教	
7.2.14	7.3.26	6.5.22	7.2.19	7.3.27	7.3.25	6.5.21	7.3.31	6.12.23	7.3.28
港教	新宿教	文京教		台東教		墨田教		江東教	
7.3.24	7.3.26	6.10.1	7.3.26	6.7.4	7.3.11	6.4.22	7.3.28	6.10.28	7.3.14
品川教	目黒教		世田谷教	渋谷教			中野教		
6.8.2	7.3.31	6.5.22	7.3.19	7.3.4	6.4.25	6.5.28	7.3.28	7.1.14	7.3.26
杉並教	豊島教		北教	荒川教			板橋教		
6.5.16	6.12.11	7.3.19	7.3.28	7.3.25	6.5.15	7.2.5	7.3.18	6.12.19	7.3.18
練馬教	葛飾教			江戸川教					
7.3.14	6.5.22	7.1.22	7.3.27	7.3.28					

規則名					内 容					
3-(1)-2										
学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則					①夏季休暇の取得可能期間を拡大するための規定整備〔品川、中野〕 ②都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備〔品川、杉並〕 ③子の看護のための休暇の取得事由追加等に係る規定整備〔中野、杉並〕 ④子育て部分休暇を新設するための規定整備 ⑤介護離職防止等のための規定整備〔中野〕 ⑥文言整理					
区名	品川		中野		杉並					
年.月.日	6.8.2	7.3.31	7.1.14	7.3.26	6.12.11	7.3.19				

(2) 育児休業規則<承認事項>

規則名					内 容					
3-(2)										
職員の育児休業等に関する条例施行規則					①休暇について常勤職員との均衡を図るための規定整備（災害休暇の追加）〔大田〕 ②子の看護のための休暇の名称変更の規定整備 ③職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合に知らせる事項に育児休業支援手当金を追加する規定整備〔品川、大田、世田谷以外〕 ④文言整理〔豊島〕 ⑤様式変更〔江東、北〕					

区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東
年.月.日	7.3.27	7.3.28	7.3.24	7.3.26	7.3.31	7.3.24	7.3.28	6.10.23
品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北
7.3.27	7.3.25	7.3.6	7.3.4	7.3.14	7.3.31	7.3.24	7.3.17	7.3.25
板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川				7.3.18
7.3.28	7.3.17	7.3.26	7.3.27	7.3.25				

(3) 給与条例規則<承認申請・協議事項>

規則名	内 容
3-(3)	<p>①職員の給与に関する条例施行規則 ②幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則 ③会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則</p> <p>①電算システム導入に伴う規定整備〔千代田、中央、港、墨田、中央教、港教、墨田教〕 ②会計年度任用職員の休暇について常勤職員との均衡を図るための規定整備〔文京、墨田、品川、大田、中野、杉並、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川、杉並教〕 ③会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出基礎となる手当の改正に伴う規定整備〔台東、墨田、荒川、板橋、江戸川〕 ④会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う規定整備〔世田谷〕 ⑤子育て部分休暇導入に伴う規定整備〔中央、文京、墨田、目黒、大田、世田谷、中野、杉並、豊島、北、荒川、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川、杉並教〕 ⑥国における寒冷地手当制度の改正に準ずる規定整備〔世田谷〕 ⑦文言整理〔千代田、中央、港、墨田、江東、世田谷、豊島、荒川、港教、江東教〕 ⑧様式変更〔千代田、江東〕</p>

区名	千代田	中央			港		文京	台東	墨田
年.月.日	7.3.27	6.9.12	6.12.3	7.3.28	6.12.11	7.3.24	7.3.31	7.3.24	6.11.28
墨田	江東			品川	目黒	大田	世田谷		中野
7.3.26	7.3.28	6.10.23	7.2.21	7.3.27	7.3.25	7.3.6	6.4.23	7.3.4	6.12.24
中野	杉並			豊島	北	荒川			板橋
7.3.28	6.12.11	7.3.4	7.3.17	7.3.25	6.6.26	7.2.5	7.3.18	6.12.19	7.3.28
板橋	練馬	足立			葛飾		江戸川	中央教	港教
7.3.31	7.3.17	6.12.23	7.3.31	7.2.19	7.3.4	7.3.26	7.3.25	6.10.2	6.12.25
港教	墨田教	江東教	杉並教						
7.3.24	7.3.28	7.3.14	6.12.11	7.3.19					

(4) 職務専念義務及び給与減額の免除<意見聴取・承認事項>

職免等	内 容
3-(4)-1	<p>①幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務の免除及び給与減額の免除（日本橋プラザ株式会社）〔中央〕 ②第5回世界デフ陸上競技選手権大会に日本代表選手として参加する職員の大会参加への参加期間にかかる職務専念義務及び給与減額の免除〔台東〕</p>

③幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務の免除及び給与減額の免除（羽田エアポートライン株式会社）〔大田〕						
④幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務の免除及び給与減額の免除（東長崎駅・椎名町駅整備株式会社）〔豊島〕						
⑤幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務の免除及び給与減額の免除（北千住都市開発株式会社）〔足立〕						
⑥幹部職員の兼業許可に伴う職務専念義務の免除及び給与減額の免除（足立市街地開発株式会社）〔足立〕						

区名	中央	台東	大田	豊島	足立		
年.月.日	6.10.4	6.6.4	6.12.3	6.7.30	6.5.8	6.6.4	6.7.30

規則名	内容
3-(4)-2	
幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則	文言整理
区名 年.月.日	文京教 6.10.1

(5) 地域手当規則＜承認事項＞

規則名	内容
3-(5)	
職員の地域手当に関する規則	①特別区域外の支給割合を、国と同様の支給割合に改める規定整備〔中央〕 ②特別区域外の支給割合を、都と同様の支給割合に改める規定整備〔大田〕 ③地域手当の支給割合の改正に伴い、経過措置を改める規定整備〔中央、大田〕 ④文言整理〔文京、墨田、江東〕
区名 年.月.日	中央 6.12.3 文京 7.2.28 墨田 6.11.28 江東 7.2.13 大田 7.2.19

(6) 勤一規則＜承認事項＞

規則名	内容
3-(6)-1	
職員の勤務一時間当たりの給与額の算出基礎に関する規則	①算出基礎となる手当の規定整備 ②職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔足立〕
区名 年.月.日	墨田 7.3.26 江東 7.3.24 渋谷 7.3.27 足立 6.10.21

(7) 住居手当規則<承認事項>

規則名					内 容		
3-(7)							
①職員の住居手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の住居手当に関する規則					①電算システム導入に伴う規定整備〔港、港教、墨田教〕 ②様式変更〔江東〕		
区 名	港	江東	港教	墨田教			
年.月.日	6. 12. 11	6. 10. 23	6. 12. 25	7. 3. 17			

(8) 宿日直手当支給規程<承認事項>

規 程 名					内 容		
3-(8)-1							
宿日直手当支給規程					支給額の改定		
区 名	千代田	中央	世田谷	渋谷	北	足立	墨田教
年.月.日	7. 3. 27	7. 3. 28	7. 3. 27	7. 3. 27	7. 3. 19	6. 12. 26	6. 4. 22

(9) 単身赴任手当規則<承認事項>

規 則 名					内 容					
3-(9)										
職員の単身赴任手当に関する規則					①文言整理〔江東〕 ②様式変更〔杉並〕					
区 名	江東	杉並								
年.月.日	6. 10. 23	7. 3. 4								

(10) 期末手当規則<承認事項>

規 則 名					内 容			
3-(10)								
①職員の期末手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の期末手当に関する規則					①子育て部分休暇を新設するための規定整備〔千代田、新宿、千代田教、新宿教、品川教以外〕 ②職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川〕 ③特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備〔千代田、港、新宿、墨田、渋谷、足立〕 ④新たな職務の級の設置に伴う改正〔板橋〕 ⑤自己啓発等休業制度に伴う規定整備〔台東、大田、豊島、台東教、渋谷教、豊島教〕 ⑥配偶者同行休業導入に伴う規定整備〔渋谷教〕 ⑦育児休業の取得回数制限の緩和等に伴う規定整備〔渋谷教〕 ⑧文言整理〔中央、港、品川、足立、港教、墨田教、品川教〕 ⑨様式変更〔千代田〕			
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東
年.月.日	7. 3. 27	6. 12. 3	7. 3. 24	7. 3. 26	7. 3. 28	7. 3. 24	7. 3. 28	6. 10. 30
								7. 3. 24

品川		目黒	大田	世田谷	渋谷		中野		杉並
7. 2. 28	7. 3. 25	7. 3. 25	7. 3. 6	7. 3. 4	6. 12. 17	7. 3. 27	6. 12. 24	7. 3. 31	6. 12. 11
豊島	北	荒川	板橋		練馬	足立			葛飾
7. 3. 17	7. 3. 25	7. 2. 5	6. 12. 19	7. 3. 25	7. 3. 17	6. 10. 21	6. 12. 23	7. 3. 25	7. 2. 19
江戸川	中央教	港教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教
7. 3. 25	6. 12. 23	7. 3. 27	7. 3. 26	7. 3. 11	7. 3. 28	6. 10. 28	7. 3. 31	7. 3. 19	7. 3. 4
渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教
7. 3. 28	7. 1. 14	6. 12. 11	7. 3. 28	7. 3. 25	7. 2. 5	6. 12. 19	7. 3. 14	7. 1. 22	7. 3. 28

(11) 勤勉手当規則<承認事項>

規則名	内 容
3-(11)	
①職員の勤勉手当に関する規則 ②幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則	①勤勉手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ②自己啓発等休業制度導入に伴う規定整備〔台東、大田、豊島、台東教、渋谷教、豊島教〕 ③新たな職務の級の設置に伴う改正〔板橋〕 ④職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、渋谷、中野、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾、江戸川〕 ⑤子育て部分休暇を新設するための規定整備〔千代田、新宿、千代田教、新宿教、品川教以外〕 ⑥特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備〔千代田、港、新宿、墨田、渋谷、足立〕 ⑦文言整理〔中央、江東、足立〕

区名	千代田		中央		港		新宿		文京		
年.月.日	6. 11. 29		7. 3. 27		6. 11. 28	6. 12. 3	6. 12. 3	7. 3. 24	6. 12. 9	7. 3. 26	6. 12. 12
文京	台東			墨田		江東			品川		
7. 3. 28	6. 11. 28	7. 3. 24	6. 11. 28	7. 3. 28	6. 10. 30	6. 11. 28	7. 2. 13	7. 3. 24	6. 11. 29		
品川	目黒			大田		世田谷			渋谷		
7. 2. 28	7. 3. 25	6. 12. 2	7. 3. 25	6. 11. 29	7. 3. 6	6. 11. 28	7. 3. 4	6. 11. 26	6. 12. 17		
渋谷	中野			杉並		豊島			北		
7. 3. 27	6. 11. 29	6. 12. 24	7. 3. 31	6. 12. 11	7. 3. 4	6. 11. 29	7. 3. 5	7. 3. 17	6. 12. 6		
北	荒川			板橋		練馬			足立		
7. 3. 25	6. 12. 12	7. 2. 5	6. 11. 29	6. 12. 19	7. 3. 25	6. 12. 6	7. 3. 17	6. 10. 21	6. 12. 9		
足立	葛飾			江戸川		千代田教	中央教		港教		
6. 12. 23	7. 3. 25	6. 11. 28	7. 2. 19	6. 11. 27	7. 3. 25	6. 11. 29	6. 11. 28	6. 12. 23	6. 12. 3		
港教	文京教			台東教		墨田教			江東教		
7. 3. 27	6. 12. 9	6. 12. 12	7. 3. 26	6. 12. 3	7. 3. 11	6. 11. 28	6. 12. 12	7. 3. 28	6. 10. 28		
江東教	品川教			目黒教		世田谷教			渋谷教		
6. 11. 28	7. 3. 14	6. 11. 29	7. 3. 31	6. 11. 27	7. 3. 19	6. 11. 28	7. 3. 4	6. 12. 5	7. 3. 28		
中野教	杉並教			豊島教		北教			荒川教		
6. 11. 29	7. 1. 14	6. 12. 11	7. 3. 19	6. 11. 29	7. 3. 28	6. 12. 6	7. 3. 25	6. 12. 12	7. 2. 5		
板橋教			練馬教		葛飾教	江戸川教					
6. 11. 27	6. 11. 29	6. 12. 19	6. 12. 2	7. 3. 14	7. 1. 22	6. 11. 28	7. 3. 28				

(12) 成績率運用基準<承認事項>

規 準 名							内 容
3-(12)-1							
管理職員の成績率の運用に関する基準							特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備
区 名	千代田	港	新宿	墨田	渋谷	足立	
年.月.日	7. 3. 27	7. 3. 27	7. 3. 26	7. 3. 28	7. 3. 26	7. 3. 27	

基 準 名							内 容
3-(12)-2							
管理職員以外の職員に関する成績率の運用に関する基準							特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備
区 名	千代田	港	新宿	墨田	渋谷	足立	
年.月.日	7. 3. 27	7. 3. 27	7. 3. 26	7. 3. 28	7. 3. 26	7. 3. 27	

基 準 名							内 容		
3-(12)-3									
①会計年度任用職員に関する成績率の運用に関する基準 ②会計年度任用講師に関する成績率の運用に関する基準							①勤勉手当の支給に伴う規定整備〔世田谷〕 ②加重値、下位・最下位の勤務成績割合の下限及び一律拠出割合の上限を、常勤職員の範囲内で定める規定整備〔世田谷以外〕 ③文言整理〔港〕		
区 名	千代田	港	新宿	文京	墨田	江東	品川	目黒	大田
年.月.日	6. 11. 21	6. 12. 17	6. 12. 17	6. 12. 16	6. 12. 11	6. 12. 27	7. 3. 26	6. 12. 25	6. 9. 25
世田谷	渋谷	中野	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	
6. 12. 17	6. 12. 24	6. 11. 15	6. 12. 17	7. 3. 26	6. 12. 24	6. 12. 25	6. 11. 11	6. 12. 19	6. 10. 24
葛飾	港教								
6. 12. 25	6. 12. 24								

(13) 高齢者部休規則<承認事項>

規 则 名							内 容	
3-(13)								
職員の高齢者部分休業に関する条例施行規則							①高齢者部分休業導入に伴う規定整備〔荒川〕 ②子育て部分休暇等を取得する場合に、取得時間に関する調整規定を設けるための規定整備 ③高齢者部分休業について、部分休業、介護時間又は育児時間を取得する場合に、取得時間に関する調整規定を設けるための規定整備〔荒川、練馬〕 ④上限を2時間とする規定整備〔荒川〕 ⑤その他休暇等と併用して1日勤務しないことは不可とする規定整備〔荒川〕	
区 名	台東	大田	豊島	北	荒川	練馬	葛飾	
年.月.日	7. 3. 24	6. 11. 28	7. 3. 17	7. 3. 25	6. 12. 3	7. 2. 5	7. 3. 17	7. 2. 19

(14) 給与制度の見直しに伴う基準等の改正等<承認事項>

基 準 名					内 容				
3-(14)-1									
①昇給の抑制に関する基準 ②幼稚園教育職員の昇給の抑制に関する基準					①職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備〔千代田、中央、港、新宿、文京、台東、墨田、江東、品川、大田、世田谷、渋谷、中野、豊島、板橋、練馬、足立、葛飾〕 ②文言整理〔台東以外〕				
区 名	千代田	中央	港		新宿	文京	台東	墨田	江東
年.月.日	7.3.27	7.2.27	7.3.14	7.3.26	7.3.14	7.3.31	7.2.13	7.3.28	6.10.30
品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川
7.3.27	6.9.27	7.3.6	7.2.5	7.1.21	7.1.14	6.12.11	7.3.17	7.3.31	7.2.5
板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教
6.12.19	7.3.17	7.3.6	7.2.19	7.3.31	7.3.31	6.12.23	7.3.24	7.3.24	7.3.26
台東教	墨田教	江東教	品川教	目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教
7.3.28	6.12.2	7.3.14	7.3.31	7.3.19	7.2.13	7.3.28	7.3.6	6.12.11	7.3.28
北教	荒川教	板橋教	練馬教	葛飾教	江戸川教				
7.3.31	7.2.5	6.12.19	7.3.14	7.1.22	7.3.28				

基 準 名					内 容				
3-(14)-2									
昇給に関する基準					①面積率の改正に伴う規定整備 ②昇給号給の改正に伴う規定整備〔千代田、墨田〕 ③文言整理〔練馬〕				
区 名	千代田	墨田	練馬						
年.月.日	6.12.10	7.3.28	7.1.31						

基 準 名					内 容									
3-(14)-3														
法務及び会計の職種に採用された者等の給料決定に関する基準					法務及び会計の職種に採用された者等の給料決定について別段の定めを設ける規定整備									
区 名	豊島													
年.月.日	6.10.31													

基 準 名					内 容				
3-(14)-4									
給与制度の改正に伴う現給保障を受けている職員等が昇格又は転職等をした場合における号給決定に関する基準					転職時対応額表（別表）を改める規定整備				
区 名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	6.12.10	6.11.28	6.12.3	6.12.9	6.12.12	6.12.10	7.3.28	6.12.17	6.12.3
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
6.12.10	7.3.4	6.12.10	6.11.26	6.11.29	6.12.11	6.11.29	6.12.6	6.12.12	6.11.29
練馬	足立	葛飾	江戸川						
6.12.6	6.12.9	6.11.28	6.11.29						

基 準 名					内 容				
3-(14)-5									
医療技術系職員の免許取得前の採用時及び免許取得後の給料決定等に関する基準					医療技術系職員の免許取得前採用職種拡大に伴う規定整備				
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	7.3.27	7.3.7	7.3.24	7.3.4	7.3.31	6.12.10	7.3.28	6.12.17	6.12.4
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
7.2.13	7.3.4	7.1.10	7.1.21	6.12.2	6.12.11	6.11.29	7.3.31	6.12.12	7.3.28
練馬	足立	葛飾	江戸川						
7.3.17	7.3.31	6.11.28	6.11.29						

基 準 名					内 容				
3-(14)-6									
転職時に調整する号数に関する基準					技能系職種に係る転職調整号数廃止に伴う規定整備				
区名	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
年.月.日	7.3.27	7.3.7	7.3.24	7.3.4	7.3.31	6.12.10	7.3.28	6.12.17	6.12.4
目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋
7.2.13	7.3.4	7.1.10	7.1.21	6.12.2	6.12.11	6.11.29	7.3.31	6.12.12	7.3.28
練馬	足立	葛飾	江戸川						
7.3.17	7.3.31	6.11.28	6.11.29						

(15) その他規則等<承認事項・協議事項>

規 则 名					内 容				
3-(15)-1									
幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則					①給料表の改定に伴う昇格時対応号給表の改定 ②国に退職派遣された幼稚園教育職員の再採用における給与の取扱いに係る規定整備〔新宿教〕				
区名	千代田教	中央教	港教	新宿教	文京教	台東教	墨田教	江東教	品川教
年.月.日	6.11.29	6.11.28	6.12.3	6.12.9	6.12.12	6.12.3	6.11.28	6.11.28	6.11.29
目黒教	世田谷教	渋谷教	中野教	杉並教	豊島教	北教	荒川教	板橋教	練馬教
6.11.27	6.11.28	6.12.5	6.12.4	6.12.11	6.11.29	6.12.6	6.12.12	6.11.29	6.12.2
葛飾教	江戸川教								
6.11.27	6.11.28								

規 程 名					内 容									
3-(15)-2														
職員の寒冷地手当支給規程					①区施設廃止に伴う支給対象施設の廃止〔江東〕 ②寒冷地手当支給規程の廃止〔中野〕									
区名	江東	中野												
年.月.日	7.2.13	7.3.31												

規則名			内 容
3-(15)-3			
幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則		文言整理	
区名	文京教		
年.月.日	6. 10. 1		

規則名			内 容
3-(15)-4			
義務教育等教員特別手当に関する規則		職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備	
区名	足立		
年.月.日	6. 10. 21		

規則名			内 容
3-(15)-5			
職員の管理職手当に関する規則		新たな職務の級の設置に伴う改正	
区名	板橋		
年.月.日	7. 3. 25		

規則名			内 容					
3-(15)-6								
職員の管理職員特別勤務手当に関する規則			①特定任期付職員採用制度の導入に関する規定整備 〔千代田、港、新宿、墨田、渋谷、足立〕 ②新たな職務の級の設置に伴う改正〔板橋〕					
区名	千代田	港	新宿	墨田	渋谷	板橋	足立	
年.月.日	7. 3. 27	7. 3. 24	7. 3. 26	7. 3. 28	7. 3. 27	7. 3. 25	7. 3. 25	

基 準 名			内 容
3-(15)-7			
国への退職派遣から幼稚園教育職員に採用される者の給料決定等に関する基準		国に退職派遣された幼稚園教育職員の再採用における給与の取扱いに係る基準の制定	
区名	新宿教		
年.月.日	6. 12. 9		

規則名			内 容	
3-(15)-8				
職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則			①配偶者同行休業の取得等に伴う任期付職員の採用及び臨時の任用制度の導入に伴う規定整備〔新宿、荒川〕 ②配偶者同行休業の取得等に伴う任期付職員の採用制度の導入に伴う規定整備〔渋谷〕	
区名	新宿	渋谷	荒川	
年.月.日	7. 3. 26	6. 6. 17	6. 10. 8	

件 名		内 容
3-(15)-9		勤務時間申告制度の導入に関する規定整備（フレックスタイム制）
勤務時間申告職員の正規の勤務時間の別の定めに係る承認申請について		
区 名	港	
年.月.日	7.3.27	

基 準 名		内 容
3-(15)-10		再採用選考（カムバック採用）により採用された職員の給料決定等に関する基準
再採用選考（カムバック採用）により採用された職員の給料決定等に関する基準		
区 名	北	
年.月.日	7.3.31	

規 程 名			内 容
3-(15)-11			新たな職務の級の設置に伴う改正 ①職員の旅費支給規程 ②幼稚園教育職員の旅費支給規程
①職員の旅費支給規程 ②幼稚園教育職員の旅費支給規程			
区 名	板橋	板橋教	
年.月.日	7.3.25	7.3.27	

(16) 学校教育職員関係＜承認事項＞

規 则 名 等				内 容			
区 名	品川教		中野教	杉並教			
年.月.日	6.11.29	6.12.26	7.3.31	6.11.29	7.1.14	6.12.11	7.3.19
3-(16)							
①学校教育職員の期末規則に関する規則 ②学校教育職員の勤勉手当に関する規則 ③学校教育職員の昇給の抑制に関する基準 ④学校教育職員の単身赴任手当に関する規則 ⑤学校教育職員の級別資格基準に関する規則 ⑥学校教育職員の給料の調整額に関する規則				①都費負担教育職員との均衡を図るための規定整備 〔品川教、杉並教〕 ②指導教諭の職の設置に伴う規定整備〔品川教〕 ③子育て部分休暇を新設するための規定整備 ④勤勉手当の支給月数の改正に伴う規定整備 ⑤文言整理〔品川教、杉並教〕			

4 人事委員会規則等の改正等

件 名		内 容
職員の休職の事由等に関する規則の一部を改正する規則		職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備
年.月.日	7.4.1	

件 名		内 容
初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則		①給与条例の改正に伴い別表に定める初任給調整手当の支給額を改正するための規定整備 ②大学卒業後40年を超えた職員に対する手当支給について特例を新設する規定整備
年.月.日	6.11.28	7.4.1

件 名		内 容
初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則		①給料表の改定に伴い別表に定める昇格時対応号給表を改正するための規定整備 ②職種「福祉」職務名「保育教諭」の設置に伴う規定整備 ③就職氷河期世代を対象とする採用制度により採用された職員の規定を削除する等の規定整備
年.月.日	6.11.28	7.4.1

件 名		内 容
6級職より上位の職に採用された職員等に係る初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則		①給料表の改定に伴い別表に定める昇格時対応号給表を改正するための規定整備 ②板橋区の7級職設置に伴う規定整備
年.月.日	6.12.3	7.4.1

件 名		内 容
給与等の報告及び給与支払監理に関する規則の一部を改正する規則		給与等について必要に応じて任命権者から報告を求める能够化するための規定整備
年.月.日	7.4.1	

件 名		内 容
一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則		特定任期付職員採用制度の導入に伴う規定整備
年.月.日	7.4.1	

件 名		内 容
職員の旅費に関する条例第2条第3項等による旅費規則の一部を改正する規則		本規則を適用する区を変更するための規定整備
年.月.日	7.4.1	

件 名	内 容
初任給調整手当に関する規則の運用についての一部改正	大学卒業後 40 年を超えた職員に対する手当支給について特例を新設することに伴う規定整備
年.月.日	7.4.1

件 名	内 容
初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正	①就職氷河期世代を対象とする採用制度により採用された職員の規定を削除する等の規定整備 ②経過措置期間終了に伴う規定整備
年.月.日	7.4.1

件 名	内 容
6 級職より上位の職に採用された職員等に係る初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用についての一部改正	経過措置期間終了に伴う規定整備
年.月.日	7.4.1

人事委員会年報 令和6年度

令和 7 年 9 月発行

編集・発行 特別区人事委員会事務局

住所 〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

東京区政会館内

電話 03-5210-9789

<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/jinji/jinjiiinkaitop/>